2026（令和８）年度版

おおむた子ども支援ガイドブック

子どもを、家庭を
チームワークで支えるために



大牟田市人権・同和教育研究協議会

― 目　次 ―

ガイドブックの作成にあたって　P2
中学から高校にかけての就学支援について　P3-4
高校から大学、専門学校等にかけての就学支援について　P5
―関連資料―
関係資料Ⅰ
家族としてとらえたとき、子どもや家庭の支援にかかわる社会資源　P6
関連資料Ⅱ
子どもをライフステージや家族でとらえたときに、就学支援につながる
諸制度の全体像について（イメージ図）
＜妊娠・出産から小、中、高校、大学、専門学校、就職、中高年、高齢期まで＞
P7-12
関係資料Ⅲ　-諸制度の概要について-
年齢別児童家庭福祉施策の一覧（大牟田市の場合）　P13
1　母子の健康と生活、仕事などを支える制度　P14-
◇　妊娠・出産を支えるために　P14-15
◇　子育てを支えるために　P15-17
◇　子どもに関する相談窓口、母子を医療面から支えるために　P18
◇　母子の健康を支えるために　P19
◇　働きながら子どもを育てるために　産休と育児休業制度　P20-23
◇　働きたい人の就業準備＆仕事探しを応援する機関等　P24-25
◇　子育ておよびひとり親家庭支援制度　P26-28
2　小、中、高等学校の就学や修学を支える制度　P29-
(1)小、中学校期にかかわって　P29-33
(2)教育相談関係　P34
(3)高等学校の授業料にかかわる制度及び就学支援諸制度　P35-46
(4)障害児関係の支援制度　P47-51
3　仕事にかかわる支援制度や機関（就職支援、労働関係相談、離職者の支援など）
P52-59
4　高齢者のくらしにかかわる支援制度や機関　P60-62
【参考資料】
○子どもや家庭への支援について、協働した動きをどのようにつくるか　P63-64
○保護者へ紹介や、子どもの学びや育ちにかかわる人たちも相談できる
窓口一覧　P65
○心や人とのかかわりのことでの悩みや心配へのサポートについて　P66-67
○被災された方へのさまざまな支援制度　P68
○本人及び関係者の支援にかかわる社会資源マップ「わたしの応援団」　P69-70
○奨学金予約募集の申請等に必要な所得証明の取得に活用できる資料　P71
○大牟田市役所案内図（子ども支援ガイドブックに関係する部署）　P72

ガイドブックの作成にあたって

○資料の位置づけ

この資料は、子どもの育ちや学び、家族にかかわる支援者が、子ども支援にかかわる情報（発達段階における必要経費や諸支援制度等）のイメージをつかみ、相談できるところにつなぐ等、具体的な支援に活用できるものをめざしました。

○資料作成にあたっての工夫

(1)　中学校、高等学校における就学支援制度について重点をおき、具体的な支援の手だて等を図式化してみました。

(2)　子どもの学びや育ちの段階において、状況の変化を想定し、その対応についても図式化してみました。

(3)　支援にかかわる諸制度や関係機関などについて、どこに相談すればよいのか、ということがわかるような関係図（エコマップ）を作ってみました。

【関係資料Ⅰ】

(4)　子どもの就学支援につながる諸制度の全体的な把握のために、子どもをライフステージの中でとらえる視点と、ファミリーでとらえる視点から必要経費や諸制度を整理してみました。【関係資料Ⅱ】

※　なお、この資料は２０２６（令和８年）年９月現在のデータをもとに作成したものです。詳細については、制度等を所管する機関・団体等に必ずお問い合わせの上、ご確認ください。

中学、高校生が安心して、進学、修学できるために
高校進学にかかる費用とスケジュール

高校進学にかかる費用とスケジュール

12月上旬三者面談 ←
※受験校を確定します。

12月下旬私立受験料振り込み ←
1校1～2万円を振り込みます。
私立専願の場合

1月末頃までに ←
約14万円を納めます。

誠修高校	約140,000円
大牟田高校	約140,000円
国際医療福祉大学 附属明光高校	約130,000円

3/19頃 私立、公立入学説明会 ←
私立 約15万円　公立　約4万円を納めます。

ありあけ新世高校	約 30,000円
大牟田北高校(定時制)	0円
三池高校	約 59,000円
三池工業高校	約120,000円
(定時制)	0円
誠修高校	約150,000円
大牟田高校	約150,000円
国際医療福祉大学 附属明光高校	約150,000円
有明高専	約160,000円

4/8頃　私立、公立入学式 ←
入学料(公立)　5,550円
(定時制)　2,000円
校納金、教科書代、制服、体操服代等が必要です。

ありあけ新世高校	約10-11万円
大牟田北高校(定時制)	約12万円前後
三池高校	約 8-14万円
三池工業高校	約11-13万円
(定時制)	約 35,000円
誠修高校	約 9-16万円
大牟田高校	約10-18万円
国際医療福祉大学 附属明光高校	約170,000円
有明高専	約120,000円

※科やコースによって金額は異なります。

中学1年
中学2年
中学3年
◇12月
◇ 1月　□
◇ 2月
◇ 3月　□
◇4月　□
◇5月　□
高校1年

7-9月□

・福岡県教育文化奨学財団
　高校奨学金制度予約募集　P37
・あしなが育英会奨学金予約募集　P38
・交通遺児等育英会奨学金予約募集 P38
・高等専門学校奨学金予約募集　P43～44

※高校入学時の校納金納入が難しいとき(保護者)
各高校事務室へ「入学時の校納金延納」の相談　P4

※基本的に保護者の申し出ですが、中学校側からのサポートも大切になります。

生活保護家庭の場合
高等学校等就学費の申請　P4, P39

県奨学金内定の場合　P37
・支度金は3月末支給
・奨学金は6月末支給

上記の制度が活用できず、まとまった金額が必要な場合
・生活福祉資金　P38
・教育ローン等　P42

高等学校等就学支援金制度　P35-36
高校生等奨学給付金制度　P36

・福岡県教育文化奨学財団高校奨学金
　制度在学募集（１年次は5月上旬まで）
　(それ以降は、緊急募集へ)　P37
・生活福祉資金在学募集
　(支度金は4月末まで)　P38
・母子父子寡婦福祉資金　P16, P37
・高等専門学校奨学金在学募集　P43
・肢体不自由児高校奨学金＜給付＞　P43
・定時制通信制修学奨励金　P37
・特別支援教育就学奨励費　P49

＜資料＞

○入学時の校納金の納入が難しい場合の対応例

<table>
<tr><th></th><th>具　体　的　な　対　応</th><th>相談窓口</th></tr>
<tr><td>基本的な対応
＜延納願い＞</td><td>保護者が、高校に相談することで、入学時の校納金の中で、納入を猶予・分割することや奨学金や入学支度金等の受給まで待つなどの対応ができる場合があります。
詳しくは、各高校の事務室に相談してください。</td><td>各高校事務室</td></tr>
<tr><td>生活保護家庭高等学校等就学費での対応
P39</td><td>生活保護受給世帯は、入学準備（学生服、体操服等）のための費用として入学準備金(118,200 円以内)の支給があります。
学校提示の購入品リスト等を持参し申請すると、申請書受付後、7～10 日後に支給されます。</td><td>大牟田市保護課
41-2667</td></tr>
<tr><td>福岡県高校奨学金制度での対応 P37</td><td>予約募集で内定している生徒には、支度金は３月下旬、奨学金は、６月下旬に支給されます。
昨年の９月以降に、奨学金が必要になった生徒の場合在学募集は、１年次の５月上旬までに、各高校で申請することができます。(※申請期間が短いので要注意)</td><td>福岡県教育文化奨学財団</td></tr>
<tr><td>その他の場合の対応例 P42</td><td>上記の制度を活用できない場合で、まとまったお金が必要な場合は、日本政策金融公庫教育ローンでも対応可能です。６ヶ月の短期間から、保証人１人と保証料で、借入可能です。固定金利年 3.75%(R8/5/1 現在)
※ 母子、父子家庭または世帯年収（所得）200 万円(132 万円)以内の方等は固定金利年 3.35%
○教育資金融資保証基金(金利：年４．０５%)
連帯保証人の代わりに保証料を支払うやり方
保証料の目安(融資額100万円当たり)
<table>
<tr><th rowspan="2">返済期間</th><th colspan="3">利息のみ返済(元金据置)期間</th></tr>
<tr><th>なし</th><th>2年</th><th>4年</th></tr>
<tr><td>５年</td><td>33,923円</td><td>40,707円</td><td>47,492円</td></tr>
<tr><td>10年</td><td>67,467円</td><td>80,960円</td><td>94,453円</td></tr>
<tr><td>15年</td><td>101,713円</td><td>122,055円</td><td>142,398円</td></tr>
</table>
※保証料は、融資金から差し引く。
交通遺児、ひとり親家庭の方は保証料が2/3になる。</td><td>各金融機関担当窓口
または
教育ローンコールセンター
0570-00-8656</td></tr>
</table>

※個々の家庭の状況に合わせた、就学支援諸制度を具体的に把握するための「就学支援制度活用シミュレーションシート」2026(令和８)年度版が、大牟田市役所ホームページ内にあります。不明な点は、事務局(41-2869:人権･同和教育課内)にお尋ねください。

大学、専門学校等の進学にかかる費用とスケジュール

1年間の学習費総額(注1)

公立(全日制)

高校1年生	700,240円
2年生	580,958円
3年生	503,697円

私立(全日制)

高校1年生	1,392,712円
2年生	1,150,924円
3年生	977,725円

国立有明高専

※各校の月々の校納金は、P36を参照

7月　三者面談

※志望校を決める

大学受験のめやす（注2)

私立大学

(医・歯学部を除く一般入試) 約35,000円

(医・歯学部一般入試)　4万～6万円

(大学入学共通テスト利用入試)

12,000～25,000円

大学入学共通テスト

(3教科以上受験)　18,000円

国立大 2次試験　17,000円

私立専門学校　約1万～3万円

専修学校

入学初年度に必要な学費のめやす(注3)

国立大学	819,800円
私立文系	1,212,235円
理系	1,602,053円
医・歯学部	4,779,143円

専門学校

工業系分野	約122－145万円
教育社会福祉分野	約115－121万円
商業実務分野	約114－124万円
医療、衛生分野	約117－178万円

※大学4年間の学費平均

国立大学	約　243万円
私立文系	約　400万円
私立理系	約　554万円
私立医・歯学部	約2,357万円

{(授業料＋施設整備費)×6年＋入学金で計算}

高校1年

- 高等学校等就学支援金制度　P35-36
- 高校生等奨学給付金制度　P36

高校2年

- ・福岡県教育文化奨学財団 高校奨学金制度緊急募集　P37
- ・定時制通信制修学奨励金　P37
- ・母子父子寡婦福祉資金　P16, P37

高校3年

- ・日本学生支援機構(予約募集の場合)　P43 第1回5～6月(給付 第1種 第2種) 第2回10～11月(第2種)
- ・あしなが育英会奨学金予約募集　P38
- ・交通遺児育英会奨学金予約募集　P38
- ・新聞奨学金制度（予約募集）　P44

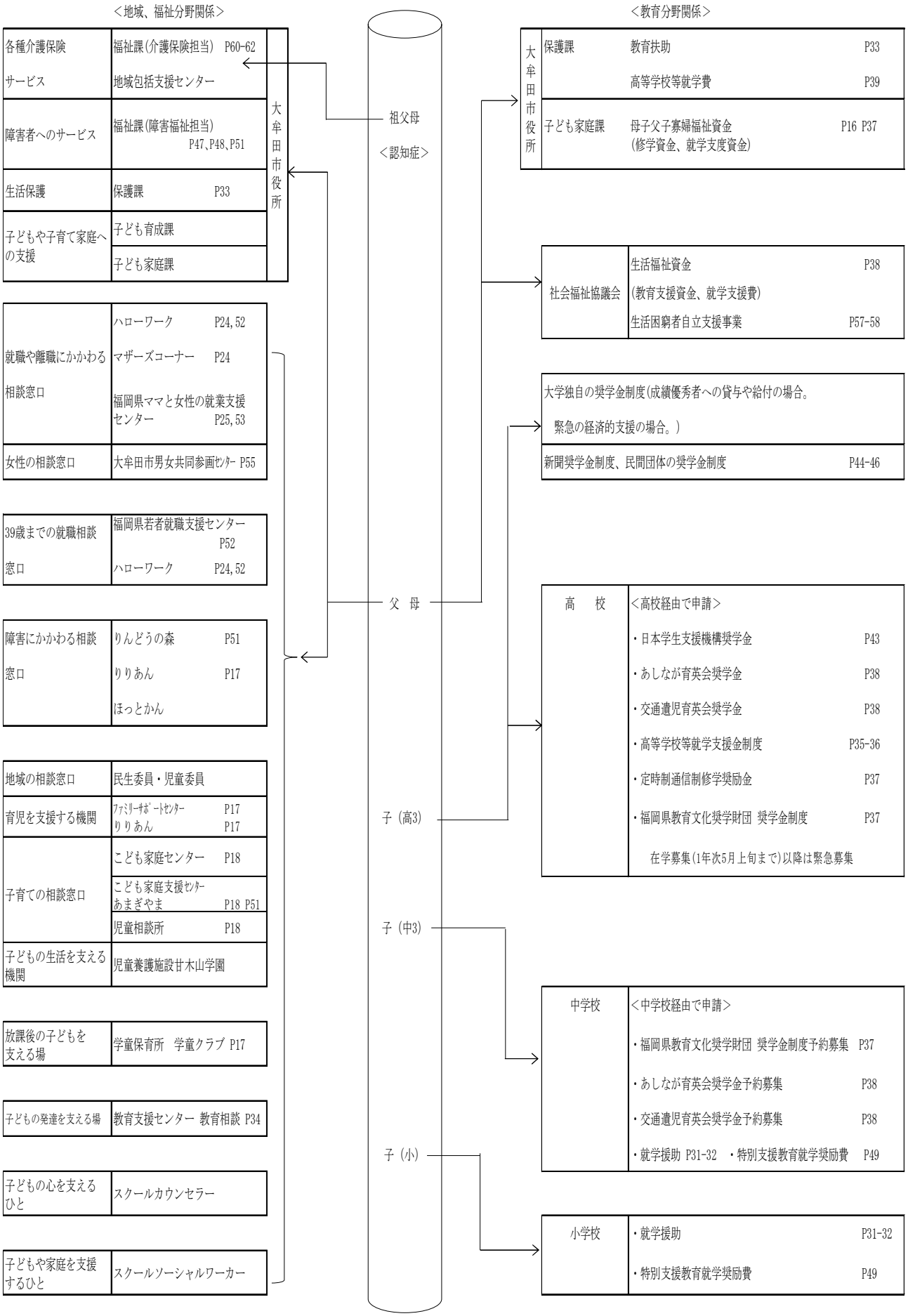
大学 専門学校

- ・日本学生支援機構 (在学採用、緊急採用)　P43-44 (第1種：無利子　第2種：利子付)
- 大学や専門学校独自の奨学金制度 (成績優秀者への貸与や給付の場合。 緊急の経済的支援の場合)
- 資格取得、研究など使途を限定した奨学金 国の教育ローン、大学独自の連携ローン
- ＜専修学校一般課程、高等課程、専門学校の場合＞
  - ・若年者専修学校等技能習得資金　P38
  - ・勤労者学生控除　P40
  - ・福岡県教育文化奨学財団奨学金　P37
  - ・生活福祉資金　P38
  - ・福岡県看護師等修学資金　P42

(注1)文科省「令和5年度子どもの学習費調査(調査の概要)」より(※２年ごと改訂)

(注2)大学入学共通テストの検定料以外は、大学のＨＰをもとに算出した平均値

(注3)文科省「国立大学等の授業料その他に関する省令」「令和7年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額」より
令和7年度専修学校各種学校調査統計資料より


＜地域、福祉分野関係＞
各種介護保険
サービス
福祉課(介護保険担当) P60-62
地域包括支援センター
障害者へのサービス
福祉課(障害福祉担当)
P47、P48、P51
生活保護
保護課 P33
子どもや子育て家庭への支援
子ども育成課
子ども家庭課
大牟田市役所
就職や離職にかかわる相談窓口
ハローワーク P24,52
マザーズコーナー P24
福岡県ママと女性の就業支援センター P25,53
女性の相談窓口
大牟田市男女共同参画ｾﾝﾀｰ P55
39歳までの就職相談窓口
福岡県若者就職支援センター P52
ハローワーク P24,52
障害にかかわる相談窓口
りんどうの森 P51
りりあん P17
ほっとかん
地域の相談窓口
民生委員・児童委員
育児を支援する機関
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ P17
りりあん P17
子育ての相談窓口
こども家庭センター P18
こども家庭支援ｾﾝﾀｰ あまぎやま P18 P51
児童相談所 P18
子どもの生活を支える機関
児童養護施設甘木山学園
放課後の子どもを支える場
学童保育所 学童クラブ P17
子どもの発達を支える場
教育支援センター 教育相談 P34
子どもの心を支えるひと
スクールカウンセラー
子どもや家庭を支援するひと
スクールソーシャルワーカー
祖父母
＜認知症＞
父 母
子（高3）
子（中3）
子（小）
＜教育分野関係＞
大牟田市役所
保護課
教育扶助 P33
高等学校等就学費 P39
子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金 P16 P37
(修学資金、就学支度資金)
社会福祉協議会
生活福祉資金 P38
(教育支援資金、就学支援費)
生活困窮者自立支援事業 P57-58
大学独自の奨学金制度(成績優秀者への貸与や給付の場合。
緊急の経済的支援の場合。)
新聞奨学金制度、民間団体の奨学金制度 P44-46
高 校
＜高校経由で申請＞
・日本学生支援機構奨学金 P43
・あしなが育英会奨学金 P38
・交通遺児育英会奨学金 P38
・高等学校等就学支援金制度 P35-36
・定時制通信制修学奨励金 P37
・福岡県教育文化奨学財団 奨学金制度 P37
在学募集(1年次5月上旬まで)以降は緊急募集
中学校
＜中学校経由で申請＞
・福岡県教育文化奨学財団 奨学金制度予約募集 P37
・あしなが育英会奨学金予約募集 P38
・交通遺児育英会奨学金予約募集 P38
・就学援助 P31-32 ・特別支援教育就学奨励費 P49
小学校
・就学援助 P31-32
・特別支援教育就学奨励費 P49

妊娠、出産にかかる費用のめやす

◇妊娠中の健診費用 約11万円
◇出産、入院費　約49万円
　（正常分娩の場合）
※厚労省「社会保障審議会医療保険部会資料」より

育児用品の価格のめやす

◇新生児衣料(肌着、おむつ等)
　約18,000円～
◇授乳用品(哺乳瓶等)
　約14,300円～
◇寝具(シーツ、かけ布団等)
　約33,400円～
◇外出用品(ベビーカー等)
　約34,500円～
※ユニ・チャームHP「育児お役立ち情報」の数値を参照

認可保育所、認定こども園等の保育料のめやす

保育所,認定こども園(保育)
　3歳未満児　　0～48,000円
保育所、認定こども園(保育・教育)、幼稚園
　3歳以上 0円　(令和元年10月から無償化)

学校種別の年間学習費総額

※このなかに給食費、学校外活動費も含みます。
※令和5年度文部科学省「子どもの学習費調査」より

［公立］	幼稚園	184,646円
	小学校	366,599円
	中学校	542,450円
	高　校	596,954円
［私立］	幼稚園	347,338円
	小学校	1,741,516円
	中学校	1,560,359円
	高　校	1,179,261円

妊娠

誕生

幼稚園

妊娠・出産する母子の健康と生活を支える制度

○妊娠届(母子健康手帳交付) P14
○健診費用の補助 P14
○出産費用の支給 P15
○出産・子育て応援 P14-15
○出産のために会社を休んだ場合の手当の支給 P21
○母子の医療 保健関係の支援制度 P18-19

育児中の保護者と子どもの生活を支える手当や貸付等

○養育医療給付 P18
○乳幼児の健康診査と相談 P19 P28
○訪問指導 P19
○歯科健康診査 P19 P28
○発達支援事業 P19
○産休、育児休業制度 P20-21
○育児休業中仕事を休んでいる間の給付金の支給 P22
○育児休業中の生活資金の貸与 P23
○仕事探しを支援する機関等 P24-25

保育所・認定こども園

子どもが病気になったときの支援

○子ども医療費の補助 P15 P28
○病児・病後児保育 P17
○ひとり親家庭等医療費の補助 P27
○小児慢性特定疾病医療費の公費負担 P18
○育成医療給付 P18

乳幼児期の子どもと保護者に対する訪問、相談、交流の場

○専門職の家庭訪問等による育児相談 P19
○子どもや子育てに関する相談 P18
○育児相談や育児サークル P16
○子育て中の親子の交流の場 P16 P19

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

経済的に困窮している場合

(1)生活保護を受けている家庭への支援
　○子どもの教育にかかる費用を支給する。　P33

(2)生活保護を受けていない家庭への支援

　○生活困窮者自立支援事業　P57-58

ひとり親家庭になった場合

(1)手当、貸付による支援
　○児童扶養手当の支給　P26
　○生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付　P16 P37
　○医療費の一部を支給する。　P27
　○就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。　P16
　○養育費の取り決めに関する支援　P16

障害がある場合

(1)手帳の制度
　○福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　P47-48

(2)医療に対する支援
　○精神疾患のある方への医療費の補助　P48
　○心身に重度の障害のある方への医療費の補助　P48

(3)手当、サービス等による支援
　○心身に重度の障害のある方への支援　P48
　○心身に障害のある児童への支援　P48-50

(4)相談、訪問などによる支援
　○障害のある方のさまざまな相談に応じるところ　P51

小学生が１年間でかかる費用

◇学年別の平均（公立）

１年生	395,394円
２年生	297,710円
３年生	318,916円
４年生	359,778円
５年生	392,755円
６年生	432,708円

※小学校平均366,599円の内訳

学校教育費	74,336円
学校給食費	35,774円
学校外活動費	256,489円

※令和5年度文部科学省「子どもの学習費調査」より

学童保育所、学童クラブ利用料のめやす

前年度市町村民税課税世帯	月額7,000円
前年度市町村民税非課税世帯	月額4,500円
生活保護世帯	月額2,000円

中学生が１年間でかかる費用

◇学年別の平均（公立）

１年生	545,239円
２年生	473,569円
３年生	607,325円

※中学校平均542,450円の内訳

学校教育費	150,761円
学校給食費	35,671円
学校外活動費	356,018円

※令和5年度文部科学省「子どもの学習費調査」より

小学１年

子育てに関わる相互援助

○ファミリー.サポート.センター事業 P17

○おおむたキャロットサービス事業 P17

長期休暇や放課後の子どもの生活の場

○学童保育所、学童クラブの利用 P17

思春期・青年期の課題に対する相談

○発達障害のある方やその家族への支援 P50

○若者の自立にむけた総合的なサポート P52

中学１年

○不登校や引きこもりで悩んでいる方や家族への支援 P34 P51

○学習支援事業 P57-58

高校進学や修学のための支援制度

○福岡県教育文化奨学財団高校奨学金【予約募集】 P37

○各種奨学金等 P37-46

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

経済的に困窮している場合

(1)生活保護を受けている家庭への支援
　○子どもの教育にかかる費用を支給する。　P33

(2)生活保護を受けていない家庭への支援
　○子どもの教育費や入学に必要な費用を貸し付けする。　P37
　○小中学校の給食費や修学旅行費等を支給する。　P31-32
　○生活困窮者自立支援事業　P57
　○学習支援事業　P57-58

ひとり親家庭になった場合

(1)手当、貸付による支援
　○児童扶養手当の支給　P26
　○生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付　P16 P37
　○医療費の一部を支給する。　P27
　○就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。　P16
　○養育費の取り決めに関する支援　P16
(2)相談、訪問などによる支援
　○就職や自立にむけての相談　P24-25
　○保育などを一時的に援助するもの　P16-17

障害がある場合

(1)手帳の制度
　○福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　P47-48

(2)医療に対する支援
　○精神疾患のある方への通院費の補助　P48
　○心身に重度の障害のある方への医療費の補助　P48

(3)手当、サービス等による支援
　○心身に重度の障害のある方への支援　P48
　○心身に障害のある児童への支援　P48-50

(4)教育に関する支援
　○特別支援学校や特別支援学級に通う子どもに対して、学費や給食費等を補助する。　P49

(5)相談、訪問などによる支援
　○障害のある方のさまざまな相談に応じるところ　P51

高校生が１年間でかかる費用(注1)

公立高校（全日制）

1年生	700,292円
2年生	581,984円
3年生	505,052円

私立高校

1年生	1,274,274円
2年生	978,509円
3年生	824,452円

入学初年度に必要な学費のめやす(注2)

国立大学	819,800円
私立文系	1,194,841円
理系	1,530,451円
医・歯科学部	4,821,704円
専門学校	
工業系分野	約123-142万円
教育社会福祉分野	約114-119万円
商業実務分野	約110-124万円
医療、衛生分野	約114-183万円

※大学4年間の学費平均

国立大学	約 240万円
私立文系	約 400万円
理系	約 550万円
医、歯学部	約2,300万円

病気になったときの医療費のめやす

例）30日程度の入院が必要な場合(注3)
　　平均約20万円(注4)

※治療費、食事代、差額ベッド等を含む。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

介護サービスを利用するときの費用のめやす

◇自宅で介護を受ける場合(例 要介護3)

ヘルパー(毎日)	約15,000円
訪問看護(週2回)	約 5,000円
通所リハビリ(週2回)	約 8,000円
※食費	約 4,000円
福祉用具レンタル(ベッド)	約 1,300円 月額約33,300円
住宅改修(手すり設置、段差解消)	約20,000円

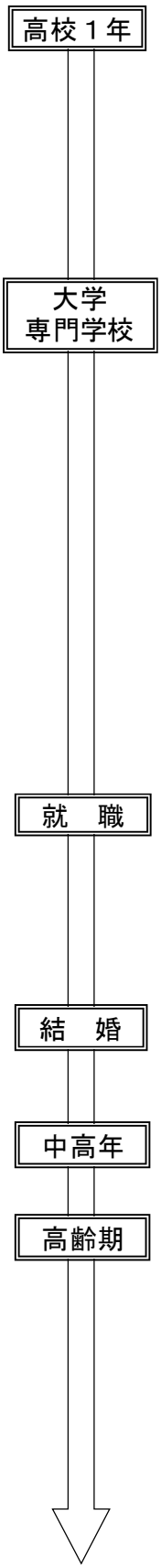
◇施設に入所する場合(例 要介護3)

グループホーム	約13-17万円
有料老人ホーム	約10-17万円
特別養護老人ホーム	約10-12万円
老人保健施設	約10-15万円

住み替えをするときの費用のめやす

高齢者用賃貸住宅	約16-17万円

※家賃、食費込み(サービス利用料別)



○高等学校等就学支援金 P35
○高等学校等就学給付金 P36
○生活保護家庭高等学校等就学費 P39
○福岡県教育文化奨学財団高校奨学金 P37
○定時制通信制修学奨励金 P37
○各種奨学金　等 P37-46
○日本学生支援機構(予約募集) P43
○あしなが育英会奨学金予約募集 P38
○交通遺児等育英会奨学金予約募集 P38
○新聞奨学生制度(予約募集) P44

○日本学生支援機構（在学採用、緊急採用）
（第1種：無利息　第2種：利子付）

大学や専門学校独自の奨学金制度 P43
（成績優秀者への貸与や給付の場合）

資格取得、研究等使途を限定した奨学金
国の教育ローン　大学独自の連携ローン

＜専修学校一般,高等課程,専門学校の場合＞
○若年者専修学校等技能習得資金 P38
○勤労者学生控除 P40
○福岡県教育文化奨学財団奨学金 P37
○生活福祉資金 P38
○福岡県看護師等修学資金 P42

就職や離職したときの支援
○大牟田公共職業安定所 P24 P52
○福岡県若者就職支援センター P52
○福岡県ママと女性の就業支援センター P25 P53
○福岡県中高年就職支援センター P53
○生活支援等諸制度 P54-55
○労働関係相談窓口 P54
○筑後若者サポートステーション P56
○生活困窮者自立支援事業 P57-58
○奨学金返還支援制度 P59

配偶者等からの暴力や家庭のトラブルがあるときの支援
○大牟田市男女共同参画センター P55

高齢期におこる問題に対する支援
○大牟田市福祉課 P60-62
○大牟田市地域包括支援センター P60-62
○介護予防・日常生活支援総合事業 P60-61
（筋力アップ教室、口腔機能向上教室、
認知症予防教室等）
○高齢者福祉サービス P61
（緊急通報システム、オムツ支給等）
○介護保険(在宅サービス,施設サービス,
福祉用具レンタル、住宅改修等) P61-62

認知症により金銭管理や契約行為に不安なときの支援 P62

(注1)文科省「令和5年度子どもの学習費調査」より
(注2)文科省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」
「令和5年度私立大学入学者に係わる初年度学生納付金平均額」より　専門学校は令和5年度専修学校各種学校調査統計資料より
(注3)厚労省「患者調査／令和5年」の中年期の平均入院日数を反映
(注4)生命保険文化センター「生活保障に関する調査／令和7年度(速報版)」の数値を参照

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に職業に就けない場合

(1)若者が就職して自立するための支援
　筑後若者サポートステーション　P56
　（通称 筑後サポステ）

経済的に困窮している場合

(1)生活保護を受けている家庭への支援
　○高等学校等就学支援金の加算　P35
　○高等学校等奨学給付金　P36
　○高等学校等就学費の給付　P39
(2)生活保護を受けていない家庭への支援
　○高等学校等就学支援金の加算　P36
　○私立高校授業料軽減措置　P40-41
　○生活困窮者自立支援事業　P57

ひとり親家庭になった場合

(1)手当、貸付による支援
　○児童扶養手当の支給　P26
　○生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付　P37
　○医療費の一部を支給する。　P27
　○就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。　P16
　○養育費の取り決めに関する支援　P16
(2)相談、訪問などによる支援
　○就職や子どもの教育、貸付等の相談　P24-25　P37
　○保育などを一時的に援助するもの　P16-17

障害がある場合

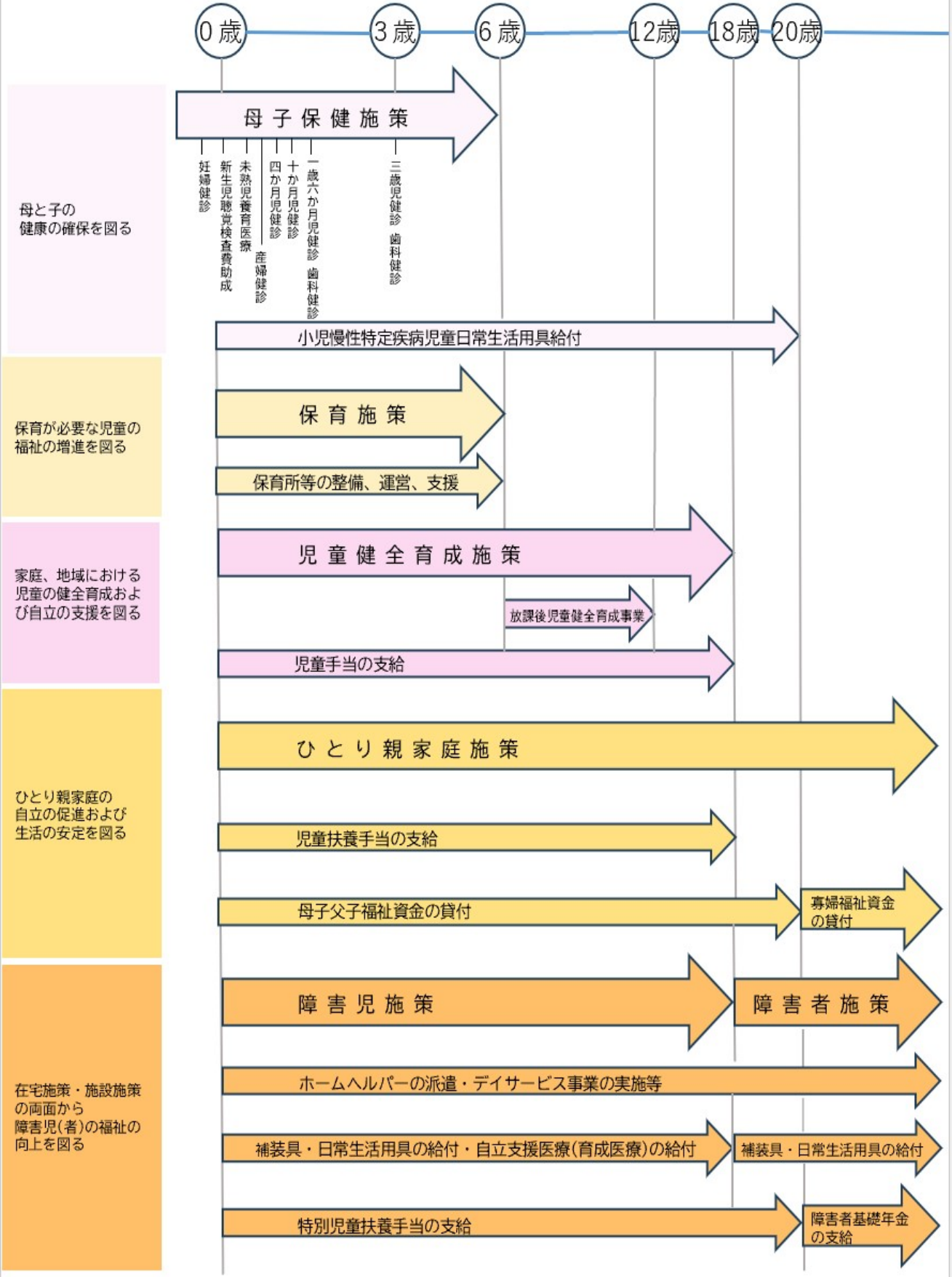
(1)手帳の制度
　○福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳　P47-48
(2)医療に対する支援
　○精神疾患のある方への通院費の補助　P48
　○心身に重度の障害のある方への医療費の補助　P48
(3)手当、サービス等による支援
　○心身に重度の障害のある方への支援　P48
　○心身に障害のある児童への支援　P48-50
(4)教育に関する支援
　○特別支援学校や特別支援学級に通う子どもに対して、学費や給食費等を補助する。　P49
(5)相談、訪問などによる支援
　○障害のある方のさまざまな相談に応じるところ　P51

経済的に困窮している場合

※パンフレット『高齢者のくらしを応援します』
　「利用するときの負担と軽減」等参照

(1)生活福祉資金貸付→社会福祉協議会
　○リバースモゲージ
　　資産価値のある土地を担保に生活資金を借り、死亡とともに償却される。
(2)税金、保険料等の減免
　経済状況等により減免の対象になることがある。
(3)障害者控除
　障害者手帳の他に要介護認定を受けていることで、福祉課から証明書を発行することが可能。
　その証明書をもとに税務署に申告すると、所得税の控除対象になる。

年齢別児童家庭福祉施策の一覧（大牟田市の場合）



1　母子の健康と生活、仕事などを支える制度

◇妊娠・出産をささえるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯に属する又は生活保護を受給している妊婦に対し、初回産科受診に要した費用に対し、１回の妊娠につき１回限り、１万円を上限に助成します。※但し、受診の結果、妊娠が認められなかった場合や保険診療になった場合は、助成の対象外となります。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661 41-2260
妊娠届 （母子健康手帳交付）	【日時】原則、毎月第1、3金曜日（祝日は除く）受付時間13時～14時まで（完全予約制） 【場所】保健センター「らふる」3階 【持ってくるもの】医療機関交付の「妊娠届出書」、妊婦のマイナンバーと身元が確認できるもの 【内容】①母子健康手帳、妊婦健康診査受診券（大牟田市に住民票がある方のみ）の交付 ②新生児聴覚検査費受診券、産婦健康診査受診券の交付 ③助産師、保健師、看護師、管理栄養士等による個人相談等 （妊娠・出産・育児に関すること、食事の摂り方やアレルギーに関すること等） ④妊婦歯科健診（歯科医師による健診、歯科衛生士による歯みがき指導等） ※指定日に都合が悪いときや妊婦の代理の方がおいでになるときは事前にご連絡ください。（代理人のマイナンバー、身元確認ができるもの、委任状が必要）	
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付の際に、14回分の『受診券』と子宮頸がん検査分をお渡しします。『受診券』を使って妊婦健診を受けると、対象となる検査項目については、公費で負担します。対象外の項目は自己負担となります。 『受診券』は福岡県、熊本県、佐賀県、大分県の医療機関と福岡県助産師会に入会している助産院（所）で使用できます。上記以外で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。申請には未使用の『受診券』が必要です。 ※多胎妊娠の場合は、申請により基準額を上限として5回まで、健診費用の助成を行います。（1回につき、上限5,100円）	
産婦健康診査	母子健康手帳の交付の際に、2回分の『受診券』をお渡しします。出産後2週間、1か月の産婦の健診費用の助成を行います。	
妊婦のための支援給付 （1回目）	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。妊娠届出時、保健師等が全ての妊婦と面談を行います。面談を受けた妊婦へ一人あたり5万円を支給します。	
産前産後の国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者が出産された際、申請により産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除された期間も、保険料を納付したものとして受給額に反映されます。 ※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象。免除期間は、出産予定日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠（双子等）の場合は期間が異なるためお問い合わせください。 ※マイナポータルからの電子申請もできます。	大牟田市保険年金課41-2607 大牟田年金事務所 52-5294 （代表）

産前産後の国民健康保険税の軽減	出産する国民健康保険被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税が軽減されます。※出産日が令和5年11月1日以降の方が対象 軽減対象期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠（双子等）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。出産予定日の6か月前から届出ができます。	大牟田市保険年金課 41-2606
出産育児一時金	国民健康保険や社会保険等加入者が出産したとき、出産育児一時金50万円（産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産のときは48万8千円）が支給されます。なお、妊娠12週（85日）以上の流産・死産も対象となります。 ＜出産育児一時金の直接支払制度＞ 国民健康保険または社会保険等から医療機関等へ直接出産育児一時金が支払われるため、医療機関等に支払う出産費用は、出産育児一時金の額を超える分だけになります。出産費用が出産育児一時金より少ない場合は、申請によりその差額が被保険者等（国保の場合は当該世帯主）に支給されます。	国保加入者は大牟田市保険年金課 41-2606 社会保険加入者は勤務先

◇子育てを支えるために

<table>
<tr><th>名称</th><th>おおまかな内容</th><th>問い合わせ先</th></tr>
<tr><td>妊婦のための支援給付(2回目)</td><td>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。出生の届出後に助産師等の訪問を受けた方へ、生まれた子ども一人あたり5万円を支給します。(死産・流産した場合は、妊娠した子ども一人あたり5万円を支給)</td><td rowspan="3">大牟田市
子ども家庭課
41-2661</td></tr>
<tr><td>子ども医療費助成</td><td>子どもが病院などにかかった場合、自己負担分の一部について助成を行います。入院中の食事代や健康保険対象外の費用は助成の対象になりません。　＜自己負担額＞
<table>
<tr><th>児童の年齢</th><th>入院</th><th>通院</th></tr>
<tr><td>0歳以上就学前</td><td>無料</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>小学生、中学生</td><td>無料</td><td>1か月 500円</td></tr>
</table>
※　いずれもひとつの医療機関ごと、1か月ごとの金額です。</td></tr>
<tr><td>児童手当</td><td>高校生年代までの児童を養育している父母等に手当を支給します。
<table>
<tr><td>児童の年齢</td><td>児童手当月額(一人当たり月額)</td></tr>
<tr><td>３歳未満</td><td>15,000円(第3子以降は30,000円)</td></tr>
<tr><td>３歳以上１８歳年度末</td><td>10,000円(第3子以降は30,000円)</td></tr>
</table>
※　「第3子以降」とは、大学生年代までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。</td></tr>
<tr><td>育児期間の国民年金保険料の免除</td><td>子（実子・養子）を養育する国民年金第1号被保険者（父母・養父母）は、申請により、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料が免除されます。保険料を免除された期間も、保険料を納付したものとして受給額に反映されます。
※対象期間は、令和8年10月1日以降、1歳になる誕生月の前月まで。
※マイナポータルからの電子申請もできます。</td><td>大牟田市
保険年金課
41－2607
大牟田年金事務所
52-5294(代表)</td></tr>
</table>

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
母子生活支援施設	ＤＶ被害等を理由として保護を必要とされる母子を入所させ、その後の自立にむけた生活支援を行います。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせます。	
養育費の取り決めに関する支援事業	養育費の取り決めに係る公正証書等を作成した場合、作成にかかった費用の一部を助成します。 また、養育費の受取りについて、養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立替、督促することを内容とした養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人の費用負担の一部を助成します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っています。	
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力の開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業です。対象講座が決まっていますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母又は父またはその子が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、対策講座を受講する場合、受講費の一部を助成する事業です。対象者、対象講座に条件がありますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。	
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職に有利な資格を取得するため６か月以上の養成機関において就業する場合に経済的給付を行い資格取得と就職を支援する事業です。 ＜対象資格＞　・看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他市長が認めるもの	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	高等職業訓練促進給付金（上記）を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母または父に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間従事した場合には返還が免除されます。	福岡県社会福祉協議会 092-584-3377
保育所・ 認定こども園	保護者の労働等の理由により家庭での保育が難しい児童について、保育所や認定こども園において保育を実施します。	大牟田市 子ども育成課 41-2248
一時預かり事業	保護者の病気や仕事等の理由により、一時的に保育が必要な場合、保育所を利用できます。事前の登録が必要です。	
養護児教育・保育等事業	心身に障がいを有する等の理由により支援を必要とする児童が、一般の児童とともに身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、私立の保育所・認定こども園・幼稚園及び学童保育所（クラブ）に補助金を交付します。	
つどいの広場事業	おおむね３歳以下の子どもとその保護者の交流・集いの場を提供します。子育てに関する相談、情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。	つどいの広場 52-5656

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事等の事由により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、児童福祉施設等で短期間子どもを預かります。事前の登録が必要です。	大牟田市 子ども育成課 85-6102
病児・病後児保育事業	子どもが病気のために保育所等に預けられず、保護者が仕事などの都合により家庭で保育ができない場合に、一時的に施設で預かります。事前の登録が必要です。福岡県内にお住まいの方は、無料で利用できます。	
ファミリー･サポート･センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、子どもの預かりや保育所等への送迎などの相互援助活動を行います。 ○利用会員　大牟田市在住又は勤務の人で、おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもがいる人 ○協力会員　健康で子育てに意欲があり、自宅等で子どもを預かることができる人、保育施設などへ子どもの送迎ができる人 ○利用料金（利用料は、直接利用会員が協力会員へ支払います。） 月～土曜日（午前7時～午後7時）1時間あたり200円 上記時間外と日曜日、祝日、年末年始 1時間あたり400円	おおむた ファミリー・ サポート・ センター 55-3660 （えるる内）
おおむたキャロットサービス事業	地域において、ちょっとした困りごとのお手伝いをお願いしたい人（利用会員）とお手伝いしていただける人（協力会員）が行う相互援助活動を通して、様々な事情により産前産後の支援を受けるのが困難な母親に対し、家事支援等を行う事業です。 ○利用会員　大牟田市在住の妊娠中から生後4ヶ月までの子どもがいる人 ○協力会員　大牟田市在住で地域福祉活動に理解と熱意を持って活動できる人 ○利用日　月曜日から日曜日　原則として午前9時から午後6時 ○利用料金　月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後6時･･･1時間600円　土･日･祝日及び上記時間外･･･1時間800円 （利用料は直接利用会員が協力会員へ支払います） ○活動内容　家事支援、おむつ交換・授乳･沐浴などの手伝い	大牟田市社会福祉協議会 32-9033
放課後児童健全育成事業 （学童保育所、学童クラブ）	昼間労働のため保護者が家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成及び仕事と家庭の両立支援を行います。 ＜対象児童＞市内の小学校に通う児童または市内に住所があり、市外の小学校に通う児童	大牟田市 子ども育成課 85-6102 および各学童保育所(クラブ)
発達障害児者家族等支援事業「りりあん」	発達が気になる、または発達障害のある子どもとその保護者等が気軽に集い、交流し、お互いの悩みの相談や情報交換を行える集まりです。参加中は、スタッフがお子さんをお預かりしますので、安心してお話ができます。また、子育てに関する相談指導等が出来るスタッフが常駐しますので、ご相談も受け付けます。	ともだちのいえ (相談支援事業者) 32-9728 (FAX:32-9499)

◇子どもに関する相談窓口

こども 家庭センター	妊娠・出産・子育てに関する相談に、保健師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職が対応します。　（母子保健機能）	大牟田市 子ども家庭課 41-2260
	子どもや子育てに関する相談全般に対応します。児童虐待に関する市の通告先でもあります。　（児童福祉機能）	大牟田市 子ども家庭課 41-2684
こども家庭支援センター	不登校や不登校傾向にある子どもと家庭、性格・行動（発達障害が疑われる）等が気になる子どもや家庭の相談に対応します。 学校からの相談にも対応します。相談は無料です。	こども家庭支援センター あまぎやま 58-6636
児童相談所	子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応します。児童虐待に関する通告先でもあります。	福岡県大牟田児童相談所 54-2344

◇母子を医療面から支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。満１歳未満の未熟児が対象になります。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
自立支援医療 （育成医療）	手術や治療で障害の治療改善が可能な18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行います。世帯の所得に応じて自己負担があります。	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。 給付が必要になった場合は、事前にご相談ください。	
不育症検査費・治療費補助事業	不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外(全額自己負担)で県が助成の対象としている、不育症の検査費用及び治療費用の一部が助成されます。	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係 0944-72-2185
小児慢性特定疾病医療費助成	子どもの慢性疾患について、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。指定医療機関での治療に限られ、世帯の所得に応じて自己負担があります。 対象者は18歳未満の児童、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象になっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となります。	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課疾病対策係 0944-69-5405
福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業	不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用となった特定不妊治療と併用して全額自己負担で実施される「先進医療」に要した費用の一部が助成されます。 ※申請、相談窓口は、麻生教育サービス（株）先進医療支援係	先進医療支援専用窓口 092-472-5750

◇母子の健康を支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
育児支援事業	＜パパ・ママ育児専科＞ 妊婦とその家族が対象。「妊婦体験用腹部モデル」を使った妊婦体験、赤ちゃんのお世話体験、歯みがきの指導や参加者の交流などを行います。 ＜マタニティ＆ママのほっとスペース＞ 生後５か月未満の乳児と保護者、妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図ります。 ＜赤ちゃん広場＞ 生後５か月以上１歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行います。 実施場所　保健センター	大牟田市 子ども家庭課 41-2661 41-2260
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。 実施場所　市内の委託医療機関	
新生児聴覚検査費助成事業	耳の聞こえにくさを早期に発見することで、早い時期から療育等の適切な支援が受けられ、話す力やコミュニケーション能力が向上します。早期発見のための新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 実施場所　出産された産科医療機関等	
訪問指導	保健師、助産師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行います。	
歯科健康診査	幼児期からの歯の健康づくりとして、１歳６か月児、３歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図ります。歯科健康相談や歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施しています。 実施場所　保健センター	
歯科健康教室	＜乳幼児の歯育て教室＞ 乳幼児と保護者を対象に、むし歯予防の話や歯みがきの指導を行い、家庭での歯の健康づくりを推進しています。 実施場所　つどいの広場（「えるる」1階）ほか	
発達相談事業	＜ことばとこころの相談＞ 言語発達遅滞の疑いや母子の心理的問題に対する心理の専門職による相談等。月6回　予約制 ＜言語聴覚士による相談＞ ことばの面や発達で心配のある子どもや保護者を対象とした言語聴覚士による相談。年6回　予約制 実施場所　保健センター	

◇働きながら子どもを育てるために　産休と育児休業制度

子どもを育てながら働き続けたい労働者に対して、育児休業制度など様々な制度があります。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
産前産後の休業（産休）－出産をする前と後にしっかり休養－	対象：産前産後の女性労働者 休業中の賃金（給料） 有給か無休かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です 無休の場合、健康保険から被保険者に出産手当金が支給されます。 休業期間 産前6週間（双子以上の場合は14週間）産後8週間。 （ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合、医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差しつかえありません。） 出産予定日を基準に計算し、出産当日は産前休業期間に含まれます。	大牟田労働基準監督署 53-3987
育児時間－仕事をしながらかしこく時間配分－	対象：１歳未満の子どもを育てる女性労働者。 取得できる時間 １日２回、少なくとも各々30分取ることができます。労使協定によって「育児時間を一括して一度に請求もできる」と定められている場合は、勤務時間の始めや終わりに、まとめて１時間取ることも可能です。 ※１日の労働時間が８時間の場合です。労働時間が４時間以内の場合は、１日１回の育児時間の付与で構わないとされています。 育児時間取得中の賃金（給料） 有給か無給かは、事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。	大牟田労働基準監督署 53-3987
育児休業－仕事を続けながら育児に専念するために（1歳未満）（パパママ育休プラスで1歳2ヶ月未満）－	対象： 原則として１歳に満たない子を養育する男女労働者。ただし、日々雇い入れられる者や労使協定で定められた一定の労働者などは対象から除かれます。 休業期間： 原則として子が出生した日から１歳に達する日（誕生日の前日）までの間で労働者が申し出た期間。（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が１歳２ヶ月に達するまでの間に１年間。） なお、子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合（保育所に入所を希望しているが入所できない場合等）には、子が１歳６ヶ月又は２歳に達するまで育児休業を取ることができます。 休業中の賃金（給料） 有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。 なお、雇用保険被保険者の場合は、育児休業給付金の支給対象となる場合があります。（22ページをご確認ください。）	福岡労働局雇用環境・均等部（指導課） 092-411-4894 育児休業給付金についてはハローワーク大牟田 53-1551

勤務時間の短縮など（３歳までと小学校就学前まで）	３歳に満たない子を養育する男女労働者は、事業主に請求することにより短時間勤務制度（１日の所定労働時間を原則として６時間とする措置を含む）を利用できます。 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、事業主に請求することにより所定外労働をさせない制度（残業免除）を利用できます。 また、３歳から小学校就学前の子を養育する男女労働者に関しては、事業主は、①始業時刻等の変更、②在宅勤務等、③育児のための所定労働時間の短縮、④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇、⑤保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与の中から、２つ以上の措置を講じる必要があり、労働者は事業主が講じた措置の中から１つを選択して利用することができます。制度の利用の可否については、事業所ごとに確認が必要です。	福岡労働局雇用環境・均等部（指導課） 092-411-4894
時間外労働の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男女労働者は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、その子を養育するために、１か月につき２４時間、１年につき１５０時間を超える時間外労働の制限を請求できます。 ただし、事業主に継続して雇用された期間が１年に満たない者及び１週間の所定労働日数が２日以下の労働者は請求できません。	
深夜業の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男女労働者は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、その子を養育するために、深夜（午後１０時から午前５時までの間の労働）において労働しないことを請求できます。 ただし、事業主に継続して雇用された期間が１年に満たない者、深夜においてその子を常態として保有できる同居の家族がいる者、１週間の所定労働日数が２日以下の者及び所定労働時間の全部が深夜にある者は請求できません。	
子の看護等休暇制度	小学校第３学年修了までの子を養育する男女労働者は、事業主に申し出ることにより、子が１人であれば年５労働日、２人以上であれば年１０労働日を限度として、子の看護等休暇を取得することができます。 子の看護等休暇は、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話、疾病予防のための予防接種、健康診断、感染症の伴う学級閉鎖等、入園(入学)式、卒園式の参加等の理由で取得できます。なお、有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です。	
出産手当金	対　象：出産のために会社を休み、賃金を受けられない健康保険の被保険者。 支給額：休業１日につき、標準報酬日額（※）の３分の２に相当する額。 ただし、会社から賃金が支払われた場合、手当金は調整されます。 ※標準報酬日額…健康保険では、保険料や保険給付費の計算をするための基礎として算出されたもの。 支給期間：産休（※）期間内で、会社を休んだ日数分支給されます。 ※　産休・・・出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から、出産日の翌日以降 56 日までの産前産後の休業期間。	健康保険被保険者証の発行元(全国健康保険協会、健康保険組合など)

○ 雇用保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
休業した場合 【育児休業給付金】	対象：復職を前提とした育児休業を取った雇用保険の被保険者。 但し、育児休業開始日等を起点として前２年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が、12 か月以上あることが必要。 支給額：休業開始時賃金月額の 67％（181 日目からは 50％）が支給されます。（※１）さらに、被保険者が配偶者の要件を満たした上で、育児休業給付金に出生後休業支援給付金として休業期間の日数（28 日が上限）に 13％の上乗せ給付もあります。ただし、支給単位期間中に賃金が支払われた場合、その支払われた賃金と基本給付金の合計が休業開始時賃金月額の 80％を超えて支給されることはありません。 支給期間：育児休業開始日から１歳の誕生日の前々日まで。 但し、保育が実施されないなど一定の要件を満たす場合は、１歳６ヵ月に到達する日の前々日（又は２歳の誕生日の前々日）まで延長される場合もあります。 ※ 詳細はハローワークにお問い合わせください。	ハローワーク 大牟田 53-1551
失業した場合 【求職者給付】	対象： 一般被保険者が離職し失業したとき、原則として離職の日以前２年間に 12 ヶ月以上(特定受給資格者等の場合は１年間に６ヶ月以上)被保険者期間がある場合に求職者給付が支給されます。 ただし、被保険者期間は原則、賃金支払い基礎日数が 11 日以上あるものを１か月として計算する。 支給額：基本手当の日額は、在職中の賃金１日分の 45～80％相当額（上限、下限あり）となります。 給付日数：求職者給付の基本手当の所定給付日数は 90 日から 360 日。 これは、離職時の年齢、被保険者であった期間、離職理由などで異なります。 受給期間：原則として離職日の翌日から１年間です。 妊娠・出産・育児・疾病・負傷等で３０日以上働けない期間がある場合は、最大３年まで延長することができますので、その際はハローワークにお申し出ください。	ハローワーク 大牟田 53-1551



[参考資料]※１支給額 計算式
出生時育児休業給付金の支給額
＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67％（181 日めからは 50％）
出生後休業支援給付金の支給額（上乗せ支給額）
＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13％
（厚生労働省こども家庭庁 HP より）

○ 社会保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料を免除	対　　象　　育児休業法に従った育児休業等期間中の社会保険の被保険者。 免除期間　　育児休業等開始日の属する月から、取得した育児休業等の終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。 免除期間中の保険資格　　育児休業等期間中も被保険者として取り扱われます。 病気治療などの時には健康保険の給付を受けられます。 また、将来、被保険者の年金額を計算する際は、厚生年金保険料を納めた期間として扱われます。	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の特例	対　　象　　育児休業等の終了した日に3歳に満たない子を養育している社会保険の被保険者。 育児休業等終了後、育児等を理由に報酬月額が変動した場合に、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後３ヶ月間に受けた報酬月額（支払基礎日数が 17 日未満の月は除く。ただし、短時間就労者及び短時間労働者については別途規定あり。）の平均額により標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。 これにより、変動後の報酬月額に応じた保険料負担となります。	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
３歳未満の子を養育する期間の年金額計算の特例（厚生年金保険）	対　　象　　3歳未満の子を養育する厚生年金保険の被保険者。 対象期間　　3 歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月と比べて下回る期間については、将来受け取る年金額が、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（低下する前）により計算される特例制度です。	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
すくすくローン（出産・育児支援資金融資制度）	対　　象　　次の条件にすべて該当する人。 １．福岡県内に事業所のある中小企業（常用従業員 300 人以下）に１年以上勤務している人。ただし、出向や転籍など自己都合によらない転職の場合は、１年未満でも対象となります。 ２．福岡県内の同一住所に１年以上居住している人。ただし、結婚、転勤、住宅購入などのやむを得ない理由の場合は、１年未満でも対象となります。 ３．前年度税込み年収が１５０万円以上の人。 ４．（一社）日本労働者信用基金協会の保証が得られる人。 ※金利のこと等詳細については､下記の問い合わせ先にお尋ねください。 融資金額　　３００万円以内　　取扱金融機関　九州ろうきん	九州ろうきん大牟田支店 53-4414

◇働きたい人の就業準備＆仕事探しを応援する機関等

もうそろそろ働きたいと考えていても、しばらく仕事から離れていると、次の就職が心配。そんな不安をお持ちの方も、まずハローワークに相談してみましょう。きっと、あなたの希望に合った仕事探しの心強い味方になってくれます。

※　ハローワークは国の機関です。職業相談・紹介のサービスや求人情報の提供、及び講座、セミナーなどは無料で利用できます。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
ハローワーク（公共職業安定所）	ハローワークでは就職までのステップに合わせて各種支援策を用意しています。 ○自己分析・労働市場分析 ・ジョブカードの作成案内 ・労働市場情報の提供 ○条件決定 ・窓口における職業相談（オンラインによる相談も行っています。） ・職業訓練に関する相談 ○求人を探す ・窓口や求人情報検索パソコン（使い方は簡単です。）による求人検索（求人の内容や応募条件等、希望する上で不明な点がある場合などには、窓口職員が求人事業所に確認します。） ○応募準備 ・履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方などのセミナーを開催 ・窓口での相談の中で採用担当者の目線に立ったアドバイスを実施 ○応募 ・求人の応募状況を確認 ・企業への面接日程調整を行った上での紹介状の発行 ・実際に提出する履歴書・職務経歴書に対するアドバイス ・面接対策に関する事前のアドバイス ○採用決定	ハローワーク大牟田 53-1551 詳しくはHPもご覧ください。
マザーズコーナー	子育てをしながら就職を希望している方に対して総合的かつ一貫した就職支援を行っています。 ○ 求人情報検索パソコン・キッズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。 ○ 担当者制による職業相談を実施します。(オンラインによる相談も行っています) ○ 地方公共団体等との連携により保育所等の情報を共有しています。 ○ 託児サービス（原則木曜日、予約制）があり、安心して職業相談ができます。	ハローワーク大牟田 マザーズコーナー 53-1551

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
福岡県ママと女性の就業支援センター （R6.4.1 より）	子育て中の女性などに対し、就業と育児に関する総合的な支援を実施します。※事前に予約が必要です。 （予約は､ママと女性の就業支援センター筑後）(0942-38-7579)（右記） ・就業につながる情報の提供と個別就業相談 ・就職に向けたセミナーの実施 ・子育て中の女性が就労可能な条件の企業を開拓し、求職者に対する個別の就職斡旋（民間の職業紹介事業者に委託） 出張相談　R7 年度は保健センター「らふる」(第 2 木曜日 13:30～15:30)	筑後労働者支援事務所内 久留米市合川町 1642-1 0942-38-7579 平日 8:30-17:15
ひとり親サポートセンター	ひとり親家庭、寡婦の方及び離婚を考えている方を対象に、就業相談から技術習得のための講習会、求人情報提供などの一貫した就業サービスと養育費相談等の生活支援サービスを提供し、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援します。	
	【久留米センター】 業務内容　就業相談,就業支援講習会,求人情報提供,養育費相談等 利用時間　月～金曜　9 時～17 時 土曜(9 時 ～17 時)は、電話相談対応を受けます。 （ただし、祝日、年末年始を除く） ※就業支援講習会の内容や日程は､大牟田市子ども家庭課(℡41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。	久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2F 久留米市ジョブプラザ内 0942-32-1140
	【春日センター】 ＜養育費電話相談＞ 専門相談員が養育費に関する質問にお答えします。 対象者　ひとり親家庭、離婚協議中の方 利用時間　月～金曜　9 時～17 時（ただし、祝日、年末年始を除く） 土曜　9 時～16 時 第 1,3 日曜日　9 時～16 時 ＜弁護士による無料法律相談＞ 養育費の取り決めや履行確保等についての法律相談ができます。 開催日は、大牟田市子ども家庭課(℡41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。 相談希望者は、相談日の前日までに予約が必要です。１人あたりの相談時間は約 30 分です。 ＜養育費・ひとり親 110 番＞ 弁護士による集中電話相談を毎月 1 回開催しています。相談日や電話番号等についての詳細は「広報おおむた」にてお知らせします。 ※就業支援講習会の内容や日程は、大牟田市子ども家庭課(℡41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6 階 092-584-3931

◇子育ておよびひとり親家庭支援制度

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th colspan="3">児童手当</th><th colspan="2">児童扶養手当</th></tr>
<tr><td colspan="2">申請窓口</td><td colspan="3">大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td><td colspan="2">大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対　象</td><td colspan="3">高校生世代までの児童を養育している父母等。</td><td colspan="2">母(父)子家庭の母(父)、父(母)が法令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にある家庭の母(父)、母又は父に代わって児童を養育している人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請基準</td><td>収入基準</td><td colspan="3">所得制限なし</td><td colspan="2">所得制限あり</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">(本人)208万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請方式</td><td colspan="3">随時</td><td colspan="2">随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">援助期間</td><td colspan="3">18歳に達する日以後の最初の3/31まで</td><td colspan="2">18歳に達する日以後の最初の3/31まで
(障害者は20歳未満)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">援助項目

※金額は上限</td><td>児童の年齢</td><td colspan="2">手当月額</td><td colspan="2">手当月額　2026(R8)年/4月～</td></tr>
<tr><td>3歳未満</td><td>15,000円</td><td rowspan="2">第3子以降
30,000円</td><td>児童１人</td><td>11,340円～48,050円</td></tr>
<tr><td colspan="2">2人以上は、１人5,680～11,350円加算</td></tr>
<tr><td>3歳以上～
18歳年度末</td><td>10,000円</td><td colspan="2">手当月額は所得額に応じて決まります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※「第3子以降」とは、大学生年代（18歳年度末から22歳到達後の最初の3/31まで）の養育している子から年齢順に数えて3人目以降となる支給対象の子をいいます。</td><td colspan="2">※児童扶養手当を受給されている場合はＪＲ通勤定期を3割引で購入できます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">振込</td><td colspan="3">4月、6月、8月、10月、12月、2月
（各月の9日）</td><td colspan="2">5月、7月、9月、11月、1月、3月
（各月の11日）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">※手当を受けてから５年以上等を経過したものについては、半額に減額する場合もあります。
ただし、所定の手続きで継続可能です。</td></tr>
</table>

名称		ひとり親家庭等医療費支給制度	県営住宅の優遇措置	市営住宅の優遇措置
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	福岡県住宅供給公社	大牟田市営住宅管理センター(41-0123)
対　　象		母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のいない子等が病院にかかったときの医療費の一部を助成	ひとり親世帯等の人を対象とした抽選倍率の優遇	6回以上落選した世帯やひとり親世帯の人を対象とした抽選倍率の優遇
申請基準	収入基準	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり
	その他	(本人)208万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満	資格要件あり	資格要件あり
申請方式		随時	定期募集　年3回 ポイント方式　年2回	年3回
援助期間		18歳に達する日以後の最初の3/31まで		
援助項目 ※金額は上限		定額の自己負担分を差し引いた額を助成 通院　1医療機関あたり 800円/月 入院　1医療機関あたり 500円/1日 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分)	収入が著しく低額になったとき等、一定の期間家賃を減額する制度あり	家賃の減額免除制度あり ※詳細は大牟田市営住宅管理センターへ
		※県内受診の場合、「健康保険の資格確認ができるもの」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、　ひとり親家庭等医療の自己負担を支払います。 ※県外受診の場合、「健康保険の資格確認ができるもの」を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻しの申請が必要です。		
備考			問い合わせ先 福岡県住宅供給公社 大牟田出張所　0944-51-3500	営業時間 8:30～17:30 日、祝日及び年末年始は除く

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th>子ども医療費支給制度</th><th>健康診査等諸制度</th></tr>
<tr><td colspan="2">申請窓口</td><td>大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td><td>大牟田市子ども家庭課
(41-2661)（41-2260)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対　　象</td><td>中学校3年生までの児童</td><td>＜妊娠時＞
・母子健康手帳交付
・妊娠健康診査受診券交付(14回分)
・多胎妊婦健診追加助成
・妊婦歯科健診　・妊婦訪問
・パパ・ママ育児専科

＜出生以降＞
・赤ちゃん訪問
助産師や保健師が訪問し、子育ての相談に応じます。

・先天性代謝異常等検査
・新生児聴覚検査
・産婦健康診査
・4か月,10か月　児健康診査
・1歳6か月　児健康診査、
歯科健康診査
・3歳児健康診査、
5歳児健康診査、歯科健康診査
・乳幼児精密健康診査
〇育児支援事業
・育児相談(面接,電話,家庭訪問)
・マタニティ＆ママのほっとスペース
・乳幼児の歯育て教室
・赤ちゃん広場
・ことばとこころの相談
・言語聴覚士による相談
・こどもアレルギー教室
・離乳食教室
・１歳６か月児栄養相談・指導
・３歳児育児栄養相談・指導</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請基準</td><td>収入基準</td><td rowspan="2">大牟田市はH28年10月から所得制限を超過した人にも助成しています。(備考欄 ※参照)</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請方式</td><td>随時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">援助期間</td><td>中学生まで</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">援助項目

※金額は上限</td><td>医療機関等での保険診療分の自己負担の一部について助成します。　自己負担額はいずれもひとつの医療機関ごと、1か月ごとの金額です。
対象者には「医療証」を交付します。
R7年1月受診分からの自己負担額
<table><tr><th>区分</th><th>入院</th><th>通院</th></tr><tr><td>0歳以上就学前</td><td rowspan="2">無料</td><td>無料</td></tr><tr><td>小・中学生</td><td>500円/月</td></tr></table>〇県内受診の場合は、「健康保険の資格確認ができるもの」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、子ども医療の自己負担額を支払います。
〇県外受診の場合は、「健康保険の資格確認ができるもの」を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額（通常3割、小学就学前の児童は2割）を支払います。後日、子ども家庭課で払い戻しの申請が必要です。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td>※子ども医療費は福岡県と大牟田市共同で助成しており、県の助成対象かを判断するため、手続きの際に地方税関係情報に関する同意書への記入をお願いする場合があります。</td><td>離乳食教室については、健康づくり課(41-2668)へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

２　小、中、高等学校の就学や修学を支える制度

（１） 小、中学校期にかかわって

子どもたちの進学にかかわっては、さまざまな費用がかかります。計画的に子どもたちの進学費用を各家庭で準備することも、子どもの進路を保障していくために大切なことです。ここでは、小学校や中学校でかかる進学費用を紹介しています。あくまでも目安ですので、学校によって増減があることをご理解の上、ご活用下さい。



◇　小学校

○入学時・・・約 60,000 円（入学式洋服・その他の学用品は除く。）

2026(R8)年度は大牟田市より新入学祝い贈呈事業として、入学用品代 8,000 円の補助がありました。

※　金額は、標準的なサイズのものを参考にしています。詳細は、ご確認ください。

項　　目	金　　額	詳　　細
入学用品代	8,000～10,000 円	算数教材セット／机の引き出し／粘土版・粘土・粘土ケース／学習ノート（国・算・自由帳）／連絡帳／連絡袋／クーピー／名前札／名前のゴム印／生活科バッグ／名前ペン・書き方えんぴつ／クレパス／はさみ／入学式記念写真等
ランドセル	30,000 円～	
体操服、赤白ぼうし	約 6,300 円～	例　体操服（上下）5,400 円～ 赤白ぼうし 900 円～
体育館シューズ	2,300 円	
上ぐつ	約 700 円	
エプロン（白衣、ぼうし、マスク）、入れ袋	約 4,550 円～	白衣 2,700 円～　帽子 900 円　マスク 150 円 袋 800 円

○６年生までに購入するもの

項　　目	金　　額	詳　　細
絵の具セット（1 年生）	4,300～4,600 円	
鍵盤ハーモニカ（1 年生）	約 6,000 円	※希望購入。幼稚園や保育園で使用していたものや兄姉分でも可
水着・水泳帽（６月頃）	男子 約 2,500 円 女子 約 3,800 円～	男子スパッツ型 2,500 円　パンツ型 2,500 円 女子ｾﾊﾟﾚｰﾄ型 4,300 円　ﾜﾝﾋﾟｰｽ型 3,800 円 水泳帽 610 円
習字道具（3 年生）	約 4,500 円～	※希望購入。兄姉分でも可
ソプラノリコーダー（3 年生）	約 1,500 円	※希望購入。兄姉分でも可
家庭科（裁縫）道具(5 年生)	約 3,000～4,500 円	※希望購入。兄姉分でも可
彫刻刀 5 本セット(4 年生)	約 3,000 円～	※希望購入。兄姉分でも可
国語辞典、漢字辞典（３年生）（4 年生）	例）国語辞典約 2,420 円 漢字辞典約 2,420 円	※希望購入。兄姉分でも可

※　月々の費用・・・2,500 円程度（教材費・ＰＴＡ会費など）月によって増減あり。

※　給食費は、2026(R8)年度から給食費無償化となっています。

※　高学年では、野外活動（５年生：毎月 3,000 円）や、修学旅行アルバム代積立（６年生：毎月 3,000 円）などが加わります。

◇　中学校

○入学時・・・約　85,000 円（公立中学の場合、個人の学用品代は除く）

※　金額は、標準的なサイズのものを参考にしています。詳細は、ご確認ください。

※　制服については、2024(R6)年度から市内統一の新標準服が導入されています。

※　2026(R8)年度は、新入学祝い贈呈事業としてスクールタグ、ジャー坊バッジ、キャップ、名札、タブレット用タッチペンが大牟田市より支給されています。

項　　目	金　　額	詳　　細
冬制服 （1 月～2 月中旬頃採寸）	約 49,000 円～	制服（上下・ブレザー＋スラックス or スカート） 約 43,000 円～ 長袖ポロシャツ　　約　5,000 円～ スクールタグ　　1,000 円
通学用シューズ	3,000～6,000 円	学校によって指定があります。
上履き用スリッパ	約 2,000 円	学校によって指定があります。
体操服・ジャージ	約 15,500 円 １セット	長袖ジャージ（上下）約 9,800 円 半袖シャツ短パン　　約 5,700 円
通学バッグ	約 6,500 円	学校によって指定があります。
体育館シューズ	約 3,500 円	学校によって指定があります。
水　　着	約 4,000 円	女子　4,000 円　　男子　2,900 円

夏制服 （冬制服と同時に注文 支払いは納品時でも可）	約 20,500 円～	スラックス or スカート　約 15,500 円～ 半袖ポロシャツ　　約　5,000 円～

※　月々の費用・・・4,000 円程度（教材費・生徒会諸費・ＰＴＡ会費など）徴収回数によって増減あり。

※　給食費は、2026(R8)年度は市補助金により無償化されています。

※　その他、学習教材代（アルトリコーダー1,650 円～など）、修学旅行代（約 60,000 円）などの費用が必要です。また、卒業アルバム代は 10,000 円程度です。





就学援助

就学援助は、経済的な理由で公立小・中学校の教育費を負担することが困難な家庭の児童生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助する制度です。

事業主体		大牟田市教育委員会
申請窓口		大牟田市教育委員会学務課（４１－２８６６）
対　　象		大牟田市内に住所を有し公立小･中学校、中等教育学校(前期課程)に在学している児童生徒の保護者。区域外就学により大牟田市立の小･中学校に在学している児童生徒の保護者
認定基準	収入基準	生活保護基準の 1.3 倍以下
	学力基準	なし
	その他	生活保護を受けていないこと
申請方法と援助費の開始月		随時受付　学校から申請案内を受けとり、保護者が教育委員会へ申請（電子申請可） 4 月末までに申請した場合・・4 月分から支給 5 月以降に申請した場合・・申請した月から支給
援助期間		小･中学校の在学期間（毎年度に申請手続きが必要です。）

費目及び限度額

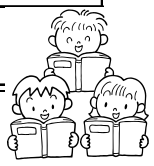
費　　目		小学校	中学校	備考
学用品費等	学用品費	11,630 円	22,730 円	
	通学用品費	2,270 円	2,270 円	第 1 学年を除く
	校外活動費	1,600 円	2,310 円	（宿泊なし）
新入学学用品費 (4 月支給開始の方)		57,060 円	63,000 円	小１、中１のみ
新入学学用品費 （入学前支給の方）		64,300 円	81,000 円	新小１、新中１のみ
校外活動費（宿泊有り）		3,690 円	6,210 円	交通費･見学料の実費のみ
修学旅行費(金額は参考)		実　費 (28,000 円)	実　費 (61,000 円)	自由行動､班別行動の経費は対象外
通学費（小学校：片道 4km 以上、中学校：片道 6km 以上）		40,020 円	80,880 円	
医療費		眼科：1.トラコーマ 2.結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く H30/4 月～) 皮膚科：3.はくせん（たむし、しらくも、水虫）　4.膿痂疹（とびひ）5.かいせん（伝染性の皮膚疾患） 耳鼻科：6.中耳炎 7.慢性副鼻腔炎　8.アデノイド（鼻炎、アレルギー性鼻炎は除く） 小児科・内科：9.寄生虫病（虫卵保有を含む） 歯科：10.う歯（むし歯）		
オンライン学習通信費		1 世帯あたり 15,000 円		

	費　　目	対　　象	振込予定月（内訳）	振込方法
内容	学用品費等	全学年	7月（4月～ 8月分） 9月（9月～12月分） 1月（1月～ 3月分） ※随時申請等の場合は変更あり	学校口座
	校外活動費（宿泊有り）	小・中学校の該当学年のみ 行事実施月に認定されている児童生徒のうち行事に参加した者	行事実施後原則３か月以内	学校口座
	修学旅行費	小学校６年生、中学校２年生 行事実施月に認定されている児童生徒のうち行事に参加した者	行事実施後原則３か月以内	学校口座
	新入学学用品費	※入学前支給ができる場合 小・中学校の新１年生	２月中旬(予定) 新小１の申請 11 月中 新中１の申請 12 月中	個人口座
		※入学前支給が間に合わない場合 小・中学校の新１年生で４月に認定された方のみ	7月(予定) ４月までに申請の場合	学校口座
	オンライン学習通信費	オンライン学習を受ける環境の整った世帯の長子	9月、12 月、3 月	個人口座

※ 就学援助は、毎年度申請が必要となります。

☆大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校　Tel 57-1065　※2024(R6)年４月開校

設置場所	大牟田市立松原中学校内に併設　大牟田市大正町 5-4-16
入学対象	①学齢期(満15歳に達した日以降の最初の3/31まで)を過ぎた方 ※大牟田市在住で、中学校において不登校になっている学齢期の生徒も対象とする。（学びの多様化学校） ②中学校を卒業していない方、または卒業していても病気や不登校等の理由により十分学ぶことができなかった方（国籍は問わない） ③大牟田市内に在住する方、及び以下の市町（学齢経過者に限る）に在住の方 〇福岡県内（柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町） 〇熊本県内（荒尾市、南関町、長洲町） ④その他、学校長が入学を認める方
入学時期	4月を基本とする。生徒の実態に応じて学期途中からの入学も可能とする。学齢期の生徒は、生徒の実態に応じて、学期途中からの転入学も可能とします。（学びの多様化学級）
修業年数	3年を基本とする。原則最長6年までの在籍を可能とする。
週授業時数	月～金まで、1校時あたり40分授業を4時間(17:30-20:55)を行う。
学校生活等	・制服、通学鞄、靴、体操服等の指定は行わない。 ・授業料は無償とし、教科書についても無償配布する。 ・学用品や学校行事等にかかる実費については自己負担とする。
入学までの流れ	①11～12月　入学説明会　②12月　面談　③1～2月　体験入学 ④3月末までに入学決定



生活保護　相談・申請窓口　大牟田市保護課（41-2667）

生活保護は、憲法（第 25 条）に基づいて、病気や働けないなどの事情で、生活に困っている人たちに対して、国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活していけるように、手助けする制度です。保護の種類として、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の各扶助があります。

教育扶助は、小、中学生のいる世帯に対し支給されます。詳しくは担当のケースワーカーへお尋ねください。

区　分	主な内容	要保護(生活保護の教育扶助)
基準額	学用品その他すべての児童生徒に必要となる費用	小学校 月額 3,400 円 中学校 月額 5,300 円
教材代	正規の教材として､学校長または教育委員会の指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び楽器購入費)で、全児童・生徒が必ず購入するもの　オンライン学習等に関わる費用	実　費
学習支援費	クラブ活動に要する費用	小学校年額 16,400 円以内 中学校年額 59,800 円以内
学級費	学級費、児童会又は生徒会費及びＰＴＡ会費等	小学校 月額 1,170 円以内 中学校 月額 1,250 円以内
給食費	小学校または中学校で保護者負担となる給食費	小学校 月額 5,200 円 中学校 月額 6,000 円
	※　小学校 1 年生の 4 月：4,000 円 ※　8 月：小学校 0 円、中学校 0 円 ※　中学校の 3 月：中 1　6,000 円、中 2　4,600 円、中 3　3,200 円	
校外活動費 （宿泊）	学校行事として行われた宿泊を伴う校外活動行事、野外活動、ふれあい学級等	実　費
入学準備金	小学校または中学校に入学するための準備費用	新小学 1 年 91,600 円以内 新中学 1 年 101,000 円以内
通学のための交通費(※)	自転車通学が認められている場合、自転車の購入費、防犯登録料、保険料、ヘルメット代等	実費(購入の前に相談、申請する)

※　福岡県では 2020(R2)年 10 月 1 日から自転車保険への加入が義務化されました。学校より自転車通学が認められている場合、保険代を交通費として支給します。

<u>生活保護の教育扶助に係る学校長口座への振り込みの実施について</u>

被保護者（生活保護受給者）の教育扶助について、学校長口座への振り込みを実施しています。

※大牟田市福祉事務所管内(大牟田市内)では平成 20 年 6 月から実施

・対象は、市内小中学校に通学する被保護児童又は被保護生徒です。

・生活保護法における教育扶助の範囲内で実施します。

・学校における校納費の額と教育扶助の差額（過不足）については学校と被保護者間で協議します。

・期間は、5 月から翌年 3 月までとなります。

（２）教育相談関係

☆教育相談室(Tel 52-4113)

対　象	対　　象: 幼児から高校生までと、その保護者及び先生など 相談内容:「教育相談室」では、学校や家庭でのいろいろな悩みについての相談を受け付けています。どんな小さな悩みでも結構です。 ・学校教育に関すること　（不登校、いじめ、学習、進路関係　などの悩み） ・家庭教育に関すること　（子育て、しつけ、親子関係　などの悩み） ・その他　　（就園・就学、諸障害　などの悩み） 相談方法: 電話による相談や面談による相談を行います。また、必要に応じて心理検査等を行います。相談費用は無料です。 相 談 日: 月曜日から金曜日まで　午前9時～午後4時30分 （注）ただし、祝日及び年末年始の休日は除きます。

◇発達障害の児童生徒を対象にした教室

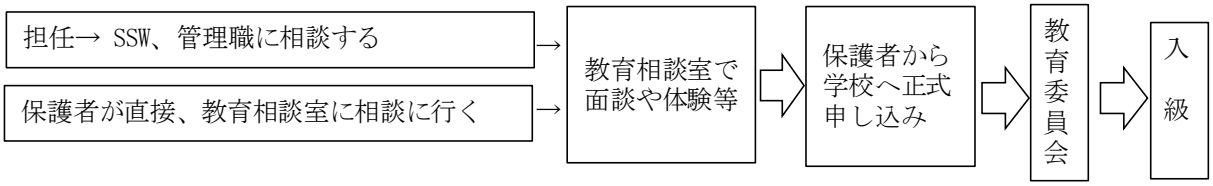
教室名	☆ことばの教室(大牟田市立駛馬小学校はやめ分教室 Tel 55-8901)
対　象	小学生 発音や聞こえの問題など、言葉に課題があるために、本来の能力を伸ばしきれていない子どもに対して、学校生活などへの適応力を高め、より豊かな人間性の成長や発達を図るための教室です。 普段は自分の学校に通い、週１回程度社会性を身につける訓練や個別の学習支援を受けます。１回の指導時間は、保護者への話も含めて90分程度です。

教室名	＜対象：小学生＞ ☆あじさい教室　Tel 55-8901 大牟田市立駛馬小学校はやめ分教室	＜対象：中学生＞ ☆こすもす教室　Tel 55-8901 大牟田市立宅峰中学校たくほう分教室
対象	友だちとのかかわり方や行動、学習等に心配がある小・中学生を対象に生き生きとした学校生活を送るための支援を行う通級指導教室です。普段は、自分の学校に通い、週１回程度社会性を身につける訓練や個別の学習支援を受けます。	
備考	※保護者の送迎が必要です。 送迎が難しい場合は、自分の学校で受けられる場合があります。	※自力通学を基本とします。自転車で、教室へ行くことも可能です。

◇不登校の児童生徒を対象にした教室

教室名	☆昭和教室（教育支援センター Tel 55-3040 ）
対　象	小学生、中学生 学校復帰のための指導及び援助を行う教室です。不登校児童生徒のうち、大牟田市教育委員会において、教育支援センターにおける指導及び援助が効果的と判断され、かつ通級が可能な児童生徒が対象です。 開室日時 ： 月曜日から金曜日　午前9時から午後5時まで 指導時間 ： 月曜日から金曜日　午前9時30分から午後3時まで ※通級した日は、指導要録上、在籍校に出席したものとみなします。

○どのように手続きをしたらいいか（入級の手続き）



所在地	〒836-0872　福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地 大牟田市役所 延命庁舎2F 生涯学習支援センター（大牟田市御大典記念グラウンド横）

（３）高等学校の授業料にかかわる制度及び就学支援諸制度（県、民間、金融機関など）

１　就学支援金制度（高等学校等就学支援金）について

①対象：高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、日本国籍の生徒、日本国籍外で一定要件（在留資格の種別、永住意思の有無など）を有する方。

※対象とならない場合

・高校等(修業年限が 3 年未満のものを除く)を卒業又は終了した方。

・高校等に在学した期間が通算して 36 ヶ月(定時制・通信制等の場合は 48 ヶ月)を超えた方

②支給金額：◇所得要件なし（2026(R8)年度、所得制限の撤廃。）

○公立高校の場合は、授業料相当額（全日制は月額 9,900 円）が学校に支給されます。

定時制は月額 2,700 円、通信制は月額 520 円、※単位制は 1 単位あたりの月額になります。

○私立高校等の場合は、授業料相当額（全日制は上限月額 38,100 円）が学校に支給されます。

③手続き：新入生は入学時。

詳しくは各高校へお問い合わせください。

④大牟田地区（公立・私立高等学校、高等専門学校）における、就学支援金支給生徒の毎月の校納金は、次のようになります。

学校名		毎月校納金	備　考
ありあけ新世高等学校		4,200 円	令和 8 年度
三池高等学校		6,000 円	令和 8 年度
大牟田北高等学校	定時制	Ⅰ，Ⅱ部生 4,260 円（新入生年次） Ⅲ部生 10,260 円（給食費を含） 校納金は 4 月～1 月支払い	令和 8 年度
三池工業高等学校	全日制	5,000 円	令和 8 年度
	定時制	9,100 円(給食費、修学旅行費を含む)	
国際医療福祉大学附属明光高校		6,800 円 （就学支援金の支給を受けない場合は 44,800 円）	令和 8 年度
誠修高等学校		6,100 円 （就学支援金の支給を受けない場合は 44,100 円）	令和 8 年度
大牟田高等学校		6,850 円 （就学支援金の支給を受けない場合は 44,850 円）	令和 8 年度
有明工業高等専門学校		前期・後期の半年ごとに約 12 万円を一括払い。 年額 234,600 円	令和 8 年度

※詳しくは、各高校等の事務室へお尋ねください。

２　「高校生等奨学給付金制度」について

平成 26 年度から開始された制度です。毎年 7 月 1 日現在で高校生がいる世帯で、生活保護の生業扶助(高等学校等就学費)を受けている世帯、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯、年収 490 万円未満の世帯が対象です。奨学給付金は、県から保護者に直接給付されます。(就学支援金は国から学校に支払われます。)

授業料以外に教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA 会費、入学学用品費等)への支援で、１人の高校生等に年１回、通算３回(定時、通信制等の場合は 4 回)の上限が基本です。入学後、各学校での手続きが必要です。申請書のほか、生活保護受給証明書や保護者等(親権者)の所得課税証明書等が必要です。公立高校の場合、就学支援金の申請手続きの際マイナンバーを提出された方は、その書類提出が省略できる場合があります。私立高校の場合は、所得課税証明等(写しも可)が必要です。給付される金額は、およそ以下の通りです。

対　　象		国公立の高校等	私立の高校等
生活保護を受けている世帯　※全日制、定時制、通信制が対象		年 32,300 円	年 52,600 円
県民税所得割額と市民税所得割額が非課税の世帯	通信制、専攻科の場合	年 50,500 円	年 52,100 円
	全日制、定時制の場合	年 143,700 円	年 152,000 円
年収目安２７０～３８０万円未満	通信制、専攻科の場合	年 16,830 円	年 17,370 円
	全日制、定時制の場合	年 47,900 円	年 50,670 円
年収目安３８０～４９０万円未満	通信制、専攻科の場合	年 12,630 円	年 13,030 円
	全日制、定時制の場合	年 35,930 円	年 38,000 円
年収目安２７０～３８０万円未満 年収３８０～６００万円未満の多子世帯	専攻科	年 12,630 円	年 13,030 円

※詳しくは、各高校等の事務室へお尋ねください。

３　高校生等へのその他の修学支援策

①家計急変支援制度　(※2023(R5)年 4 月以降に高等学校等に在学している生徒等が対象)

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、収入の変動が就学支援金の支給額に反映されるまでの間、支援を行う制度です。

②学び直しへの支援　※2014(H26)年 4 月以降の入学者が対象となります。

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である 36 月（定時制・通信制は 48 月）を経過した後も、就学支援金相当額を支給する制度です。

・前の学校において支援金の支給を受けた期間が通算して 12 月未満（定時制・通信制は 24 月未満）である者が対象

・新しい学校での支援金の支給期間は、最大で 12 月（定時制・通信制は 24 月）である。

③高等学校等の専攻科の生徒への支援

高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、授業料及び授業料以外の教育費に係る支援を行う制度です。

※詳しくは、各高校等の事務室へお尋ねください。

<table>
<tr><th colspan="3">名称</th><th>福岡県教育文化奨学財団奨学金</th><th>定時制通信制修学奨励金</th><th colspan="2">母子父子寡婦福祉資金</th></tr>
<tr><td colspan="3">事業主体</td><td>(公財)福岡県教育文化奨学財団</td><td>福岡県教委高校教育課</td><td colspan="2">福岡県福祉こども政策部こども未来課</td></tr>
<tr><td colspan="3">申請窓口</td><td>中学校を通して申し込み</td><td>入学後、高校に申込み</td><td colspan="2">大牟田市子ども家庭課(41-2661)</td></tr>
<tr><td colspan="3">対　　象</td><td>・保護者が福岡県内に生活の拠点を有していること。本人が他県の学校に進学在学でも可
・翌年度、高等学校等へ進学を希望していること(4月の入学者に限る)
・経済的理由により修学が困難であること</td><td>定時制または通信制高校に在学し、経済的な理由により著しく就学が困難な生徒で、経常的収入を得る職業に就いている人。</td><td colspan="2">母子家庭の母及び寡婦及び父子家庭の父が扶養している児童生徒(20歳未満)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸与基準</td><td colspan="2">収入基準</td><td>奨 生保1.5倍以下、支 生保1.0倍以下</td><td>生保 1.5倍以下</td><td colspan="2">児童扶養手当支給世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">学力基準</td><td>なし</td><td>なし</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>※他の奨学金等と併願はできるが併用して利用することはできない。</td><td>同等の奨学金は併用不可</td><td colspan="2">同等の奨学金は、併用不可</td></tr>
<tr><td colspan="3">申請方式</td><td>予約募集 在学募集 緊急募集</td><td>在学募集</td><td colspan="2">予約募集、在学募集</td></tr>
<tr><td colspan="3">貸与利息</td><td>無利子</td><td>無利子</td><td colspan="2">無利子</td></tr>
<tr><td colspan="3">貸与期間</td><td>標準修業期間</td><td>標準修業年限(4年以内)</td><td colspan="2">標準修業年限</td></tr>
<tr><td rowspan="8">貸与単価</td><td colspan="2">区分</td><td>公立</td><td>私立</td><td rowspan="8">14,000円／月</td><td>公立</td><td>私立</td></tr>
<tr><td rowspan="6">高校</td><td rowspan="3">自宅</td><td>10,000円</td><td>10,000円</td><td rowspan="3">27，000円</td><td rowspan="3">45，000円</td></tr>
<tr><td>15,000円</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>18,000円</td><td>25,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自宅外</td><td>15,000円</td><td>15,000円</td><td rowspan="2">34,500円</td><td rowspan="2">52,500円</td></tr>
<tr><td>20,000円</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>23,000円</td><td>30,000円</td><td>自宅　15万円</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学支度金</td><td>50,000円</td><td>100,000円</td><td>自宅外16万円</td><td>42万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">保証人</td><td>１人(保護者可)</td><td>１人(保護者可)</td><td colspan="2">1名(保護者)※</td></tr>
<tr><td rowspan="4">返還免除</td><td colspan="2">死亡</td><td rowspan="2">全額・一部</td><td rowspan="2">全部・一部</td><td colspan="2" rowspan="2">全額・一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">障がい</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在不明</td><td>なし</td><td>なし</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">経済的困窮</td><td>なし</td><td>なし</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">返還猶予</td><td>上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合</td><td>上級学校等への進学や災害傷病等により返還が困難となった場合</td><td colspan="2">上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合等</td></tr>
<tr><td colspan="3">返還期間（以内）</td><td>（支度金）公立：9年、私立：12年
（奨学金）公立：奨学金を借りた期間の3倍
私立：　々　4倍</td><td>貸与を受けた月数を通算した期間内</td><td colspan="2">措置期間経過後20年以内</td></tr>
<tr><td colspan="3">割賦方法</td><td>半年賦、月賦</td><td></td><td colspan="2">年賦、半年賦、月賦</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td>※予約募集校内締切
7月上旬～各学校が定める期日
第1次選考11月下旬頃
第2次選考1月中旬頃
※入学支度金の募集は予約募集のみ
※詳しくは「奨学金案内（予約募集）」のP10を参照ください。</td><td>※卒業した場合返還が免除されます。
※生徒の就労日数180日以上かつ収入年額50万円以上
※福岡県教育文化奨学財団奨学金入学支度金のみの貸与者は申請可能</td><td colspan="2">※貸付が親の場合は子が連帯借受人になり、連帯保証人は不要。
厚労省 『ひとり親家庭支援の手引き』より (H28年発行)

＜大学＞
○修学資金　公立　　私立
自宅 月71,000円　月108,500円
自宅外 月108,500円 月146,000円
○就学支度資金　公立　私立
自宅　　42万円　58万円
自宅外　　43万円　59万円</td></tr>
</table>

名称				生活福祉資金		交通遺児育英会奨学金		あしなが育英会奨学金		若年者専修学校等技能習得資金	
事業主体				福岡県社会福祉協議会		(公財)交通遺児育英会		(一財)あしなが育英会		県福祉労働部	
申請窓口				社会福祉協議会生活支援相談室		中学校を通して申し込み		中学校を通して申し込み		大牟田市福祉課 (障害福祉担当) (41-2663)	
対　象				学校教育法に規定する高等学校等に修学する者の属する低所得者世帯		保護者が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む。日本国籍を有するもの、または、永住者。		病気や災害、自死で親を亡くしたまたは親が１級から５級の障がい認定を受けている家庭の子ども(道路上の交通事故を除く)		専修学校等に入校した年度の前年度に、中学校・高等学校を卒業した人又は前年度に高等学校を中退した人で、履修課程の学科が職業に必要な技能及び知識の習得を目標としたものであり、習得した技能及び知識を自己の職業に活用する意欲がありながら、経済的理由により専修学校等への修学が困難な人。	
貸与基準	収入基準			低所得世帯(概ね市民税非課税程度)		あり		あり		あり	
	学力基準			なし		なし		なし		なし	
	その他			併用不可(他法他施策優先)		併用可		併用可		併用不可	
申請方式				在学募集(支度金は4月末まで)		予約募集・在学募集		予約募集・在学募集		在学募集	
貸与利息				無利子		無利子		無利子		無利子	
貸与期間				標準修業年限※①		最短修業期間		最短修業期間		標準修業年限	
貸与単価	区分			公立	私立	公立	私立	国公立	私立	専門課程	その他の課程
	高校	月額	自宅	35，000円以内※②		2万、3万、4万から選択 (うち1万円は給付)		3万円 2023年より給付		53，000円	30,000円
			自宅外								
		入学支度金		500，000円以内		20万,40万,60万から選択		なし	30万円	100,000円	
	大学	月額	自宅	高専・短大月60,000円以内 大学　月65,000円以内 ※②		4万、5万、6万から選択 (うち2万円は給付)		4万円 貸与	5万円 貸与	なし	
			自宅外								
		入学支度金		500，000円以内		40万,60万,80万から選択		なし	40万円		
	大学院	月額		なし		5万、8万、10万から選択 (うち2万円は給付)		8万円貸与		なし	
		入学支度金				なし		なし			
保証人				不要　但し世帯内に連帯借受人が必要		１人（保護者可）		１人（保護者可）		１人(申請者が未成年の場合は保護者可)	
返還免除	死亡			全額		全額　・一部		全額　・一部		全額・一部	
	障がい			なし							
	所在不明			なし		なし		なし		なし	
	経済的困窮			なし		全額・一部		なし		なし	
返還猶予				上級学校等へ進学や災害等により返還が困難になった場合		上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合		上級学校への進学や経済的な事情等により返還が困難となった場合		上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合	
返還期間（以内）				据置期間経過後20年以内		２０年以内		２０年以内		標準修業年限の3倍以内	
割賦方法				月賦		年賦、半年賦、月賦		年賦、半年賦、月賦		年賦、半年賦、月賦	
備考				<教育支援資金貸付> 授業料等滞納により卒業できないおそれのある高校生などを対象に高校授業料等を遡及して借りることができます(平成25年2/27～) ※①入学時に必要最低限の費用を原則とします ※②特に必要と認める場合は、各上限額の1.5倍まで貸付けが可能です		<願書受付期間> 4月１日～最終は1月末 ・高等学校,高等専門学校1・2・3年生,専修高等課程: 4月～1月まで毎月審査 ・専修学校専門課程,大学・短期大学,高等専門学校4・5年生,大学院　: 4月～1月まで3月に1回審査 ※令和５年４月から審査間隔変更		<申請期限> ①[予約募集](申請書は例年９月１日にHP掲示) ・中学３年: 12月15日まで ・高校３年生で大学・短大へ進学希望予定者: ５月20日まで ・高校３年生で専門・各種学校へ進学希望予定者: ６月20日まで ②[在学募集] ・高校・高専・大学・大学院・専修・各種学校の在学生　:５月20日まで ※令和７年 募集期間が一部変更		〈対象学校〉 ①専修学校 ・専門課程（修業年限１年以上２年未満のものに限る） ・高等課程（修業年限１年以上） ※修業年限２年以上の学科については技能重視の学科のみ ・一般課程（修業年限１年以上） ②各種学校（修業年限１年以上） ※職業に必要な技術・技能の習得を目的とした学科に限る 〈申請期限〉４月中旬頃	

〇生活保護家庭の高等学校等就学費について　＜問い合わせ：大牟田市保護課 41-2667＞

区　　分		主な内容	支給額	申請について
公立高校受検料 私立高校受験料		入学考査料	複数回受験の場合、原則として２校目までの支援を認める	**受検(験)票のコピーでも可**
高校入学準備金		学生服, カバン, 靴等 ※入学時に用意する必要があり, 基本的に卒業時まで買い換えが不要となるもの	118, 200 円以内	合格通知書（専願は内定通知書）と学校提示の購入品リスト（学生服・体操服・教材費等）があれば、入学説明会前でも申請可。 申請書受付後、7～10 日後に支給。購入後、領収書等で確認。
基本額		学用品費、通学用品費等	月額 7, 300 円	
学級費		学級費、生徒会費	月額 2, 170 円以内	
入学料		入学金として	公立高校入学科の額	
教材代		正規の授業で使用する教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典等で、必須のもの	実費支給	
学習支援費		クラブ活動に要する費用	年額 101, 000 円以内	購入の前に相談・申請する。
交通費	公共交通機関の通学定期券	最も経済的な経路及び方法により購入した必要最小限度の実費	実費支給	購入の前に相談・申請する。
	自転車代等	遠距離のため自転車を利用する必要がある場合	自転車の購入費、防犯登録料、保険料、ヘルメット代等の実費	購入の前に相談、申請する。
進学・就職準備給付金	進学	大学、専修学校等へ進学する際の新生活の立ち上げ費用	自宅外通学 30 万円 自宅通学 10 万円	入学金領収書 転居する場合は賃貸借契約書の写し等
	就職	高等学校を卒業後等、就職し自立する際の新生活の立ち上げ費用	転居する 30 万円 転居しない 10 万円 ※転居しない場合は世帯全体が自立となるとき	内定通知書、就職証明書等 転居する場合は賃貸借契約書の写し等

※　入学金・授業料等の減免制度がある高校へは、該当世帯からの申請により保護証明を保護課が発行します。

例：誠修高校…「特別優遇制度」：生活保護世帯の子女に対し、振興費の半額(65, 000 円)を免除

※ 私立高校の入学金等の費用は、高等学校等就学費では賄えません。保護課からは、親族からの援助、就学資金の貸付け制度及び奨学金制度の利用などを助言しています。

（この場合の援助や奨学金等は、収入認定されません。）

＜参考資料＞厚生労働省令和 4 年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修《国研修》家計改善支援事業従事者養成研修講義(1) 講義資料１「生活保護制度について」P33

※　詳しくは担当のケースワーカーへお尋ねください。

<table>
<tr><th>名称</th><th>生活保護家庭の高等学校等
就学費用の支給</th><th>公立高校授業料減免、
私立高校学校納付金軽減</th><th>勤労者学生控除</th></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="2"></td><td>福岡県教育委員会・私学振興課</td><td></td></tr>
<tr><td>申請窓口</td><td colspan="2">保護課（４１－２６６７）</td><td>各高等学校事務室</td><td>在学する学校</td></tr>
<tr><td>対　　象</td><td colspan="2">生活保護受給世帯</td><td>経済的理由から学費負担が困難な生徒</td><td>学校教育法に基づく小、中、高等学校、大学、高専、専修学校、職業訓練校などの在学生</td></tr>
<tr><td>申請基準</td><td colspan="2">生活保護を受けている世帯</td><td>生活保護、就学援助、児童扶養手当受給、所得税、市町村民税、国民年金保険料免除
天災その他不慮の事故の災害、その他の場合</td><td>一定の基準を満たした上記の学校に在学していて、給与所得など勤労による所得があり、合計所得金額が75万円以下等の条件に当てはまる方</td></tr>
<tr><td>申請方式</td><td colspan="2">随時市保護課に申請</td><td>随時、各高等学校事務室へ申請</td><td>年末調整又は確定申告時に申請</td></tr>
<tr><td>援助期間</td><td colspan="2">原則として正規の修業年限に限る</td><td>１年ごとに申請</td><td></td></tr>
<tr><td>援助項目

※金額は上限</td><td colspan="2"><table><tr><td>費目</td><td>基準額</td></tr><tr><td>基本額</td><td>月額 7,300円</td></tr><tr><td>学級費</td><td>月額2,170円以内</td></tr><tr><td>交通費</td><td>実費</td></tr><tr><td>学習支援費</td><td>年額101,000円以内</td></tr><tr><td>入学料</td><td>公立高校額</td></tr><tr><td>入学準備費用</td><td>118,200円以内</td></tr><tr><td>受検料</td><td>2校目まで</td></tr><tr><td>教材代</td><td>実費</td></tr></table>※修学旅行積立金は、対象外</td><td>＜公立高校の場合＞
授業料（9,900円）を差し引いた分を校納金として納める。

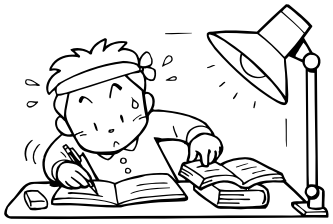
＜私立高校の場合＞
就学支援金を差し引いた金額を校納金として納入する。</td><td>所得税控除　27万円

個人住民税控除　26万円</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2"></td><td>※留年などで、就学支援金の対象から外れた場合に適応されます。</td><td>※所得税控除は、国税庁HP「勤労者学生控除」参照
※個人住民税控除は、県HP「個人県民税」参照</td></tr>
</table>

私立高校 学校納付金軽減手続きに必要な書類（大牟田市在住の場合）

減免の対象になる理由	申請の際必要な書類	備　考
1　生活保護を受給している（保護証明書が必要なとき）	大牟田市役所保護課で保護証明書をもらい、提出する。	保護証明書は、無料
2　児童福祉施設に入所している（在園証明書が必要とき）	甘木山学園長が発行する在園証明書を提出する。	
3　小･中学生の弟･妹について、大牟田市から就学援助を受けている	大牟田市教育委員会学務課が発行する就学援助に係る認定通知を提出する。ない場合は再発行可能。	認定通知再発行は、無料
4　児童扶養手当の支給を受けている(児童扶養手当証書が必要とき)	手当支給の際、発行されている児童扶養手当証書（保護者が保管）のコピーを提出する。 ＜証書紛失の場合は、大牟田市役所子ども家庭課へ問い合わせください。＞	一部支給停止者は支給金額により減免できない場合もあります。
5　所得税の納付を免除されている（納税証明書が必要なとき）	給与所得者は、源泉徴収票のコピーと所得課税証明書を提出する。 確定申告をしている場合は、大牟田税務署に行き、本人の納税証明書（その１）をもらい、提出する。＜大牟田税務署：Tel 52-3245＞	最新の収入を対象にします。 納税証明書をもらうときは、身分証明できるものと400円が必要。
6　住民税の納付を免除されている又は均等割りのみを納付している	大牟田市役所税務課に行き、非課税証明書または、所得課税証明書を提出する。	非課税証明書または、所得課税証明書は、300 円が必要。証明書申請の際は、身分証明が必要。
7　国民年金の保険料の納付を免除されている	国民年金保険料免除・納付猶予承認通知書のコピーを提出する。 ＜大牟田年金事務所：Tel 52-5294＞	全額であること。半額免除の場合は、対象外。
8　天災その他の災害を受けた	天災その他の不慮の災害の罹災年月日、罹災程度について市長の証明書及び収入の状況がわかる証明書（詳しくは高校事務室にご相談ください）	
9　その他	離婚や失業等で経済的にきびしい場合は、高校事務室にご相談ください。	

※公立高等学校にも同様の授業料減免制度があります。



金融機関等の就学支援制度

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">名称</th><th colspan="2">日本政策金融公庫の教育ローン</th><th rowspan="2">福岡県看護師等修学資金貸付金</th></tr>
<tr><th>保証基金</th></tr>
<tr><td colspan="3">事業主体</td><td colspan="2">日本政策金融公庫</td><td>福岡県</td></tr>
<tr><td colspan="3">申請窓口</td><td colspan="2"></td><td>県医療指導課看護指導係</td></tr>
<tr><td colspan="3">対　　象</td><td>融資対象の学校に入学・在学する者の保護者（本人または他の親族でも利用できる場合あり）</td><td>国の教育ローンの融資を受けた者で保証人を立てることが難しい方</td><td>県内の保健師、助産師、看護師、准看護師養成所に在学するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸与基準</td><td colspan="2">収入基準</td><td>融資対象の学校に入学・在学する者の保護者で、世帯の年間収入が790万円（事業所得者は600万円）以内のもの。子どもの人数１人あたり100万円ずつ加算</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">養成所を卒業後、特定施設において看護職員として従事することが確実であると認められるもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">学力基準</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">申請方式</td><td>随時
※入学費用については、入学月の翌月末までの取り扱い</td><td>国の教育ローンの申し込み時に保証依頼書を提出</td><td>養成施設を通じて申請</td></tr>
<tr><td colspan="3">貸与利息</td><td>固定金利年4.05%　R8/7/1現在</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">貸与単価</td><td colspan="2">区分</td><td rowspan="3">学生・生徒１人につき、350万円を上限とし、該当年度分を融資する。（1年生に限らず2・3年生でも可）
(1)自宅外通学 (2)修学年限５年以上の大学(昼間部) (3)大学院 (4)海外留学の資金とする場合は450万円が上限</td><td rowspan="3">「国の教育ローン」借入限度額
生徒１人あたり350～450万円まで</td><td rowspan="3">保健師,助産師,看護師の場合
民間立　　月額36,000円
自治体立　月額32,000円

准看護師の場合
民間立　　月額21,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高校</td><td>月額</td><td>自宅
自宅外</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学支度金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学</td><td rowspan="2">月額</td><td>自宅
自宅外</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学支度金</td></tr>
<tr><td colspan="3">保証人</td><td>保証料または、連帯保証人（生計別）1名</td><td rowspan="5">国民生活金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受ける際、連帯保証人を立てることがむずかしい場合、保証基金への保証料支払うことで融資を受けることができる。その保証料相当額を補助する制度
〇教育資金融資保証基金(金利：年４．０５%)
連帯保証人の代わりに保証料を支払うやり方
保証料の目安(融資額100万円当たり)
※保証料は、融資金から差し引く。
交通遺児、ひとり親家庭の方は保証料が2/3になる。</td><td>2人(保護者ともう一人)
(県内在住、別生計)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">返還免除</td><td colspan="2">死亡</td><td rowspan="4">なし</td><td rowspan="4">卒業後1年以内に免許取得し、直ちに県内の特定施設に5年間従事したときは返還免除になります。（手続き必要）</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在不明</td></tr>
<tr><td colspan="2">経済的困窮</td></tr>
<tr><td colspan="3">返還猶予</td><td>なし</td><td rowspan="3">返還免除要件を満たさない場合、事由によっては猶予される場合があります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">返還期間（以内）</td><td>融資から20年以内</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">割賦方法</td><td>原則として、毎月元利均等返済
ただし、在学期間内は、元金返済を据え置き、利子のみ返済とすることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td>契約社員・派遣社員でも申込可。
※これまでより年間収入の上限を引き下げ、縮小される。
日本学生機構の奨学金と併用可</td><td></td><td></td></tr>
</table>

返済期間	利息のみ返済(元金据置)期間		
	なし	2年	4年
５年	33,923円	40,707円	47,492円
10年	67,467円	80,960円	94,453円
15年	101,713円	122,055円	142,398円







○肢体不自由児高等学校奨学生＜給付＞

1　対　　象　　県内に在住する肢体不自由児、身障手帳５級以上

2　金　　額　　年額　35,000 円

3　申請時期　　毎年 11 月 10 日～12 月 10 日

問い合わせ先　　福岡県肢体不自由児協会 092-584-5723、または福岡県庁障害者福祉課 092-643-3264

○日本学生支援機構奨学金　※県奨学金と併用不可

＜対象：大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒＞

この奨学金は「貸与制」で、利息の付かない第一種奨学金と利息の付く第二種奨学金があります。第一種は、高校 1 年次から申込時までの成績が平均 3.5 以上(※注 1)と保護者の家計基準があり、貸与額は学校の種類や通学形態などによって異なります。また第二種は利息が付く分、緩やかな基準となっています。申込みは進学した学校を通して行い、募集は原則春に行われます。

また、平成 29 年度進学者より給付型奨学金制度が創設されました。住民税(所得割)が非課税である世帯(生活保護世帯、児童養護施設等に入所している人も対象)で高等学校等からの推薦を受けて申し込みます。

※注 1　平成 29 年度進学者より低所得世帯の生徒を対象に成績基準(3.5 以上)が緩和されました。

補足：　平成 17 年度以降の入学者に対する高校・専修学校（高等課程）の奨学金事業（旧日本育英会奨学金）は、各都道府県に業務が移管されました。

取　扱　機　関		形態	利　息	月　　額	資格要件
日本学生支援機構	給付型	給付		4,400～75,800 円※1	住民税非課税世帯等
	第一種	貸与	無利息	20,000～ 64,000 円 ※2	学力基準、家計基準
	第二種	貸与	年 3%を上限とする なお、在学中は無利息	大学、短期大学 20,000～120,000 円 ※3	学力基準、家計基準
	入学時特別増額貸与	貸与	同上	100,000～500,000 円	単位制利用不可 奨学金と合わせて貸与

※1　給付月額は、進学先の学校の設置者(国立、公立、私立)及び通学形態(自宅、自宅外)により異なります。

※2　貸与月額は、進学先の学校及び通学形態によって異なり、それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる種類があります(平成 30 年度進学者より)。

また、卒業後の返還についても、所得が低い時期でも無理なく返還できるよう、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択できる工夫がなされています。(第 1 種奨学金のみ)

※3 10,000 円刻み

(私立大学医・歯学部課程は 12 万円を選択した場合に限り、4 万円の増額可)

(私立大学薬・獣医学部課程は 12 万円を選択した場合に限り、2 万円の増額可)

大学院は、5 万～15 万円、(法科大学院の場合は、増額が可能)

＜日本学生支援機構＞

◇高等専門学校奨学金（予約募集・在学採用・緊急採用・応急採用）について

第一種奨学金　申込資格：全学年　　**第二種奨学金**　申込資格：4・5 年生に在学している人。

※第一種奨学金と第二種奨学金の併用

第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を併せて受けることができます。

※緊急採用・応急採用

家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは火災、風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより、家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。

貸与月額について（2018 年度以降入学者の貸付月額）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私立</td></tr>
<tr><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第一種奨学金</td><td rowspan="2">1～3 年生の間</td><td>21,000 円</td><td>22,500 円</td><td>32,000 円</td><td>35,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="4">10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4・5 年生の間</td><td>45,000 円</td><td>51,000 円</td><td>53,000 円</td><td>60,000 円</td></tr>
<tr><td>2 万,3 万円</td><td>2 万,3 万,4 万円</td><td>2 万,3 万,4 万円</td><td>2 万,3 万,4 万,5 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第二種奨学金≪4･5 年生対象≫</td><td colspan="4">貸付金額 2 万円から 12 万円までの間の中から 10,000 円刻みで選択できる。
（私立大学薬・獣医学部課程は 12 万円を選択した場合に限り、2 万円の増額可）</td></tr>
</table>

複数の金額が設定されている場合は、いずれかを選択できます。

第二種奨学金では、国公立･私立、自宅･自宅外にかかわりなく 10,000 円刻みで選択でき、希望により、採用された年度の 4 月に遡って借りることができます。貸与期間中に必要に応じて、貸与月額を変更することもできます。

※入学時特別増額貸与奨学金について

4・5 年生に編入学し、編入学月を始期として奨学金の貸与を受ける者は、希望により、編入学月の基本月額に以下の金額を増額して貸与を受けることができます。

貸与金額：10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円

・入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできません。

・人的保証と機関保証制度

奨学金の貸与に当たっては、連帯保証人や保証人を選任する人的保証制度と、一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。申込時に人的保証又は機関保証制度、どちらかを選択することになります。

〇新聞奨学金

新聞販売所で働くことで、貸与された金額を返済していきます。学費の貸与に加え、給与も支給され、部屋も無料提供されることがある一方で、学業と仕事の両立が必要となります。

取扱機関	支給形態	利息	１～４年間の総額	主な資格要件
新聞奨学金	給付・貸与	無利息	￥1,000,000～￥4,500,000※1	基本的になし

※1 新聞奨学金制度は 1～4 年間での総額（日経育英奨学金の場合）

＜問い合わせ先＞

朝日奨学会、毎日奨学会、読売奨学会、日経奨学会など、詳しくは各奨学会ＨＰをご覧ください。

民間団体の奨学金制度検索サイト一覧

1	あしなが育英会が運営する5000種類以上の奨学金を検索するサイト		2	

民間団体の奨学金制度一覧(1)

	事業名	対象校種	給付○ 貸与◇	給付・貸与・免除(月額)	予約	入学支度金	申請時期	備　考	HP (QRコード)	連絡先
1	犯罪被害救援基金奨学金	幼稚園, 小学,中学, 高校,大学	○	幼稚:1万円　小学:1.2万円 中学:1.4万円 高校:公立2.1万円,私立2.7万円 大学:公立3.5万円,私立4.0万円	×	幼:5万 小:8万 中:5万 高:5万 大:20万	随時	生計維持者が犯罪被害を受けた方が対象		03-5226-1020
2	公益財団法人 出光美術館 助成事業部 交通遺児助成金	小,中	○	年額20万円(最長３年間)	×	×	7月中旬	交通事故により生計を支える一家の支柱を失われた道県内の国公立小・中・特別支援学校に在籍する児童・生徒		03-5428-6203
3	加藤山崎奨学金	小,中,高	○	小学5年:2万円 中学2年:3万円 高校2年:5万円	×	×	5-6月中旬	学業全般もしくは文化、科学分野で優秀な成績の者。 (オンライン申請)		03-3417-2231
4	加藤山崎修学支援金	小,中,高	○	小学4,5,6年生(5万円) 中学生(5-7万円) 高校生(5-10万円)	×	×	同上	学修に意欲的または成績優秀な者。(オンライン申請、所得制限あり)		同上
5	公益財団法人あすのば「入学・新生活応援給付金」	小,中,高,大学	○	小,中入学:年額3万円 中卒業:　:年額4万円 高卒業:　:年額5万円	×	×	11月中旬～12月中旬	生活保護世帯、住民税の所得割が非課税世帯の子ども。児童養護施設・里親などのもとで生活していて翌年度4月までに措置解除を予定しているもの。成績不問・返済不要(※詳細はHP記載)		03-6277-8199
6	公益財団法人 似鳥国際奨学財団	中学 高校 大学 来日留学生	○	中学生:4万円 高校生:4.5万円 大学生:5～8万円 来日留学生:6～8万円	○	×	1月下旬～4月中旬	Web登録申請.中学生200名/高校生280名/大学生350名/来日留学200名 [応募資格] 中学・高校：ひとり親家庭の子 大学：世帯収入目安900万以下。		無し
7	国際医療福祉大学 附属明光学園 奨学生	中学	○	教育振興費 月額校納金 中S 90,000円 32,500円 中A 45,000円 16,250円 中B 27,000円 9,750円 中SAB共通:入学申込金20,000円	×	×	申請なし	入試における成績優秀者。 スポーツ分野や芸術分野（音楽・美術）の優秀者に付与		58-0907
8	夢を応援基金 ひとり親家庭支援奨学金制度	中学3年生 高校,高専	○	月額3万円	○	×	3月下旬～4月中旬	問合せ先:福岡県母子寡婦福祉連合会 全国400名		092-584-3922
9	公益財団法人 福岡県肢体不自由児協会	中3,高校	○	年額3.5万円 (年1回の支給)	○	×	11/10～12/10	特別支援学校在学者を除く身体障害者手帳1級～5級所持者 (HP:fcca-jp.com/肢体不自由高校奨学生/)		092-584-5723
10	大牟田学園 奨学生	高校	○	入学時振興費　月額 A 130,000円　36,800円 B　65,000円　18,400円 C　65,000円　5,000円 (※金額はすべて上限。支援金支給額により変更有り)	×	×	入学願書出願時に申請	人物に優れ、入学後に学園生活の指導的存在となりうる者 (大牟田高校入学生徒対象)		53-5011
11	国際医療福祉大学 附属明光学園 奨学生	高校	○	入学時振興費 月額校納金 SS 130,000円 4,500円 S 130,000円 4,500円 A 65,000円 2,250円 B 39,000円 1,350円 SS～B共通:入学申込金20,000円	×	×	申請なし	入試における成績優秀者。スポーツ分野や芸術分野（音楽・美術）の優秀者に付与。 左記に追加して,寮費及び交通費の補助制度あり。また、SSのみ指定制服費の補助と奨励金給付もあり。詳細は高校まで。		58-0907
12	ありあけ新世高等学校 同窓会奨学金	高校	○	年額6万円 半期に分けて支給	×	×	4月	各年度最大5名 （ありあけ新世高校 在籍生徒対象）		59-9688
13	三池中学・高校 同窓会奨学会	高校	○	月額1万円	×	×	毎年夏頃	各学年若干名 (三池高校 在籍生徒対象)		53-2172

民間団体の奨学金制度一覧(2)

	事業名	対象校種	給付○ 貸与◇	給付・貸与(月額)	予約	入学支度金	申請時期	備　　考	HP (QRコード)	連絡先
14	公益財団法人 緒方記念科学振興財団	高校, 大学	○	高校・高専1-3年:1万円 大学・高専4-5年:3万円 留学生:5万円(最長２年)	×	×	4月上旬～ 中旬	採用人数13名弱程度		0944- 73-9339
15	朝鮮奨学会	高校 大学 大学院	○	月額1万円 月額2.5万円 月額4万円(修士)/7万円(修士)	×	×	4月中旬～ 5月上旬	韓国籍、朝鮮籍を有するもの		03- 3343-5757
16	藍教育振興会	高校,高専, 大学	○	高校高専:3万円 大学　　:4万円	×	×	4月	各校１～３名程度、推薦		0942- 32-6331
17	石澤奨学会	高校定時制	○	月額2.5万円 (1年:　年間20万円) (2-4年:　年間30万円)	×	×	1年: 7-8月中旬 2-4年: 4-5月	インターネット出願。作文あり		03- 3572-5730
18	吉田学術教育振興会 奨学金	高校, 高専1-3年 大学, 高専4-5年	○	高校高専1-3:月額2.2万円 大学高専4-5:月額3万円	×	×	新規: 5月中旬 継続:4月	成績要件あり。100名程度。原則福岡県内居住する生徒・学生		
19	韓国教育財団奨学金	高校, 大学, 大学院	○	高校:　年額 10万円 大学:　年額 50万円 大学院:年額100万円	×	×	5～6月	オンライン申請。面接あり		03- 5419-9171
20	ニビキ育英会	高校,高専, 大学	○	高校・高専:月額6万円 大学:月額8万円	× ○	×	高校:6月 大学:11月	母子家庭対象		093- 661-3790
21	福岡県教育公務員弘 済会　給付奨学金	高校, 大学	○ ○◇	高校:年額 5万円 大学:年額36万円(給付) :年額25万円(貸与)	×	×	高:8～ 9月中旬 大学:4月	福岡県下高校　300名 大学　　7名 (高校在学中に１回限り)		092- 751-0895
22	公益財団法人がんの子ども を守る会「アフラック がん遺児奨学金」	高校	○	月額2万円	×	×	11～2月	・がんにより生計維持者を失った遺児(全国で140名程度) ・18歳未満で小児がん経験者(全国で30名程度)		03- 5825-6311
23	一般財団法人 自由ヶ丘教育振興財 団 福原育英奨学生	高校 (3年生限定)	○	年額10万円	×	×	５月上旬 ～６月中 旬	大学進学を目指す高校３年生在籍者限定(６名程度)(事務局は九州共立大学内)		093- 692-5077
24	余慶会 (コスモス薬品)	高3,大学	○	年額90万円(年2回給付)	○	×	12月中旬	ひとり親家庭。福岡県内の高校に在籍し来年度大学入学希望者。60名程度。		092- 517-5668
25	親仁会奨学金貸与制 度(看護,コメディカル,介護)	大学, 各養成機関	◇	看護、保健師:月額5万円 介護福祉士　:月額4万円 臨床検査技師:月額3万円	○	○ (5-15 万)	随時	各学年10名。社会医療法人 親仁会(米の山病院など)で貸与期間業務に就いた場合、返済免除		53-2711
26	公益財団法人 コカ・コーラ教育・ 環境財団奨学生	大学, 大学院	○	大学　:月額2万円 大学院:月額4万円	○	×	9/1～ 10/20	大学20名 大学院10名		03- 5410-4994
27	公益財団法人 石橋奨学会	大学	○	月額8万円	○	×	１月	採用人数10名程度。来年度大学入学予定者で学術優秀・品行方正で学資支出が困難と認められる者		03- 6412-7620
28	公益財団法人 キーエンス 財団奨学 金制度	大学 大学院	○	①新１年生:月額12万円 ②在学生:30万円(年1回) ③大学４年生:奨学金 返還総額の50% ④新１年生のみ:月額12万円	○	×	①②2月～ 4月上旬 ③④10月 ～ 11月中旬	学生自身が財団HPから直接応募 ①1500名 ②5000名 ③400名 ④100名		06- 6379-1005
29	公益財団法人 日本通運育英会	大学	○	月額3万円	×	×	4月～ 5月中旬	20名。交通事故で保護者又は本人が障害等を負った者		03- 5801-1198
30	在日本朝鮮人教育会	専門学校, 大学	○	専門・大1:年額16万円 大2年以上:年額20万円	×	×	4～5月末	在日朝鮮人生徒(国籍不問)		03- 6272-6607
31	公益財団法人 安川電機 育英奨学金	大学	○	月額5万円	×	×	6/20頃	指定大学・学科在籍者 福岡県内5名		093- 645-8802

（４） 障害児関係の支援制度

□ 障害者手帳とは

○ 障害者手帳の種類は３つあります。

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（知的障害がある方）

○ 障害者手帳を所持することで、日常生活では税金の控除や交通機関の割引など多くのサービスを受けることができます。 また、就労面でも障がいのある方向けの就労サービスの利用や、障害者雇用枠での就職ができる制度があります。

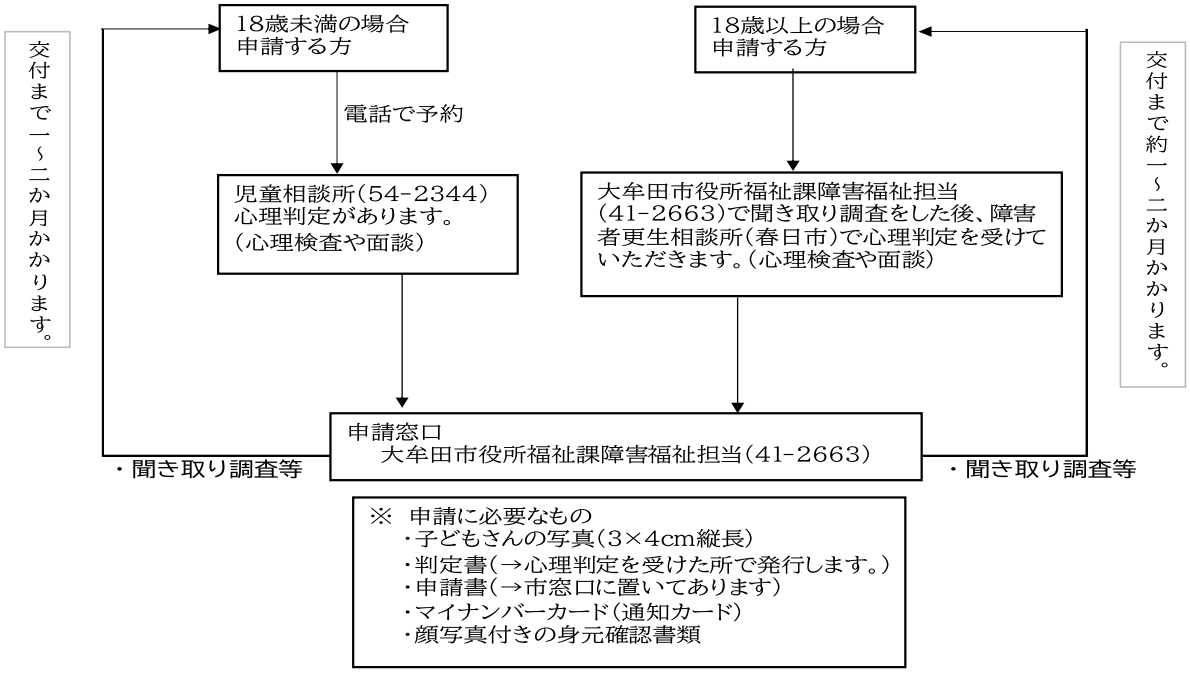
詳しくは、『障害者福祉のしおり』を参照してください。

①療育手帳と福祉制度　※上の階層は下の階層の福祉制度の内容も満たします。

<table>
<tr><td>Ａ１最重度</td><td rowspan="3">・障害児福祉手当(A1 以外は診断書で審査)
・特別児童扶養手当１級
・有料道路通行料金割引
・重度障害者医療費支給制度</td><td colspan="2" rowspan="3">・駐車禁止除外指定車適用
・まごころ駐車場の利用
・JR、西鉄運賃割引（介護者も）</td></tr>
<tr><td>Ａ２　重度</td></tr>
<tr><td>Ａ３(B1+身障1～3級)</td></tr>
<tr><td>Ｂ１　中度</td><td rowspan="2">・障害児福祉手当(診断書で審査)
・特別児童扶養手当２級診査対象
・心身障害者扶養共済制度</td><td rowspan="2">・所得税控除
・職場適応訓練
・JR、西鉄運賃割引（本人のみ）</td><td>自動車税等の減免</td></tr>
<tr><td>Ｂ２　軽度</td><td></td></tr>
<tr><td>手続き先</td><td>・市福祉事務所
＜福祉課(障害福祉担当)＞</td><td colspan="2">県税事務所、会社・税務署等
ハローワーク　警察署交通課</td></tr>
</table>

※障害の程度によって受けられる支援は異なる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。

②療育手帳の申請のしかた



療育手帳の更新方法
「療育手帳」には、「再判定」があります。発行時に更新年月について記載されます。

再判定のお知らせはありませんので、時期が来ましたら、大牟田児童相談所、または市役所福祉課(障害福祉担当)までご連絡ください。

③　身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、各種の福祉制度を利用するために必要なものです。

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、平衡感覚、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により１級から６級までの区分があります。詳しくは、身体障害者程度等級表を参照してください。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患（知的障害を除く）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制限（障害）のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により１級から３級までの区分があります。申請は、初診から６か月以上たった日からできます。

これらの手帳は、障害の程度変更等、再交付の申請がいつでも行えます。

障害の種類、程度などにより、手当などさまざまな制度、事業があります。『障害者福祉のしおり』（毎年度発行　市役所でもらえます）をよく読み、必要に応じて申請の手続きをとりましょう。

※　年金や手当などの申請には、おのおの所定の医師診断書、所得証明等が必要な場合があります。事前にそれぞれの窓口へ問い合わせてください。年金、手当などは手続きを行わなければ、支給されません。

④　諸支援制度

名称	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	重度障害者医療費支給制度	自立支援医療(精神通院)制度
事業主体	市	県	市	県
申請窓口	大牟田市福祉課 (障害福祉担当) (TEL41-2663 FAX41-2664)	大牟田市福祉課 (障害福祉担当) (TEL41-2663 FAX41-2664)	大牟田市子ども家庭課 (TEL41-2661)	大牟田市福祉課 (障害福祉担当) (TEL41-2663 FAX41-2664)
対　　象	20歳未満で心身に重度の障害があり、常時の介護の必要がある在宅の方	心身に障害がある20歳未満の子どもを養育している家庭	重度障害者の方 ・知的障害者(重度と判定された人,療育手帳Aの人) ・身体障害者(身体障害者手帳1.2級の人) ・重複障害者(中度知的障害と判定されかつ身体障害者手帳3級の人) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳１級の人)	対象となるかどうかは通院の機関にお尋ねください。
収入基準	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり	所得により月額上限あり
援助期間	20歳に到達する月まで	20歳に到達する月まで	担当窓口にて申請（随時）	
援助項目 ※金額は上限	月額 16,560円 2・5・8・11月支給	月額 ・１級：58,450円 ２級：38,930円 ４・８・１１月に支給	通院：500円/月１医療機関 入院：一般500円/日 市民税非課税世帯 300円/日 （月上限20日）	費用は、原則１割負担
申請書類または申請方法	(1)申請書 (2)本人の預金通帳 (3)手帳及び診断書 (用紙は窓口にて) (4)マイナンバーカード (通知カード) (5)顔写真付き身元確認書類 ※場合によっては省略できる書類がありますので、事前にお問合わせください。	(1)手帳及び診断書 (用紙は窓口にて) (2)養育者の預金通帳 (3)家族全員分のマイナンバーカード(通知カード) (4)顔写真付き身元確認書類 ※場合によっては省略できる書類がありますので、事前にお問合せください。	(1)障害者手帳等 (2)健康保険の資格確認ができるもの (3)申請者及び扶養義務者のマイナンバーカード(通知カード) (4)届出人の本人確認ができるもの 県内受診の場合、「健康保険の資格確認ができるもの」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、重度障害者医療の自己負担を支払います。 県外受診の場合、「健康保険の資格確認ができるもの」を医療機関窓口に提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割)を支払い、後日子ども家庭課で払い戻しの申請が必要です。	(1)印鑑 (2)申請書 (3)診断書 (4)保険証 (5)所得証明 (6)受給者証 (7)マイナンバーカード (通知カード) ※非課税世帯の場合、本人の収入がわかる書類 ※場合によっては省略できる書類がありますので事前にお問合せください。 ※病院が手続代行する場合もあり

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="6">特別支援教育就学奨励費</td></tr>
<tr><td>申請窓口</td><td colspan="6">大牟田市教育委員会学務課（41-2866）、各学校</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="6">特別支援学校又は特別支援学級に就学している児童生徒の保護者
又は、障害はあるが通常学級に通学している児童生徒の保護者</td></tr>
<tr><td>認定基準</td><td colspan="6">家族構成や所得に基づき、支弁区分を算定し決定します</td></tr>
<tr><td>申請方式</td><td colspan="6">通学する学校を通じて申請</td></tr>
<tr><td>援助期間</td><td colspan="6">特別支援学校、又は小・中学校に就学している期間
（毎年度申請手続きが必要です。）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">援助項目

※金額は上限</td><td rowspan="2">区分</td><td colspan="3">特別支援学校</td><td colspan="2">特別支援学級</td></tr>
<tr><td>小学部</td><td>中学部</td><td>高等部</td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr>
<tr><td>1　教科用図書購入費</td><td>無償</td><td>無償</td><td>実費</td><td>無償</td><td>無償</td></tr>
<tr><td>2　学校給食費（通学生）</td><td>（Ⅰ）実費
（Ⅱ）実費の1/2</td><td>（Ⅰ）実費
（Ⅱ）実費の1/2</td><td>（Ⅰ）実費
（Ⅱ）実費の1/2</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>3　通学費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td></tr>
<tr><td>4　職場実習費(交通費)</td><td>－</td><td>実費</td><td>実費</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>5　交流学習費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>実費</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>6　修学旅行費</td><td>実費上限
（Ⅰ）21,580円
（Ⅱ）10,790円</td><td>実費上限
（Ⅰ）57,720円
（Ⅱ）28,860円</td><td>実費上限
（Ⅰ）107,810円
（Ⅱ） 53,905円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限10,790円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限28,860円</td></tr>
<tr><td>7　校外活動等参加費</td><td>実費上限
（Ⅰ）18,580円
（Ⅱ） 9,290円</td><td>実費上限
（Ⅰ）24,660円
（Ⅱ）12,330円</td><td>実費上限
（Ⅰ）24,820円
（Ⅱ）12,410円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限1,845円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限3,105円</td></tr>
<tr><td>8　学用品
通学用品購入費</td><td>実費上限
（Ⅰ）11,640円
（Ⅱ） 5,820円</td><td>実費上限
（Ⅰ）22,740円
（Ⅱ）11,370円</td><td>実費上限
（Ⅰ）32,270円
（Ⅱ）16,135円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限6,615円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限12,520円</td></tr>
<tr><td>9　新入学
児童生徒学用品
通学用品購入費</td><td>実費上限
（Ⅰ）57,060円
（Ⅱ）28,530円</td><td>実費上限
（Ⅰ）63,000円
（Ⅱ）31,500円</td><td>実費上限
（Ⅰ）63,000円
（Ⅱ）31,500円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限28,530円</td><td>（Ⅰ）、（Ⅱ）
実費の1/2
上限31,500円</td></tr>
<tr><td>10　オンライン学習
通信費</td><td colspan="3">（Ⅰ）実費
上限14,000円</td><td>（Ⅰ）
実費の1/2
上限7,000円
小1のみ
上限4,060円</td><td>（Ⅰ）
実費の1/2
上限7,000円</td></tr>
<tr><td>費用負担</td><td colspan="6">支給される費目、金額は内容や認定される支弁区分（（Ⅰ）、（Ⅱ））により異なります。</td></tr>
</table>

障害児通所支援、障害福祉サービス	
申請窓口	大牟田市福祉課（障害福祉担当）（TEL41-2663　FAX41-2664）
対象	障害児　※P47-48 記載のいずれかの障害者手帳を持つ方。手帳を持っていない場合は、診断名等が確認できる医師の診断書又は意見書等が必要
認定基準	障害や利用サービスによって異なるため、まずは申請窓口へご相談ください。
申請方式	申請窓口で保護者が利用申請
名称（費用負担）　／　援助項目	
障害児相談支援（無料）	サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
障害児通所支援（原則１割）	**①児童発達支援**：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 **②放課後等デイサービス**：就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育とともに障害児の自立を促進し、放課後等の居場所を提供します。 **③居宅訪問型児童発達支援**：重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。 **④保育所等訪問支援**：専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団のなかで生活できるような支援を行います。
障害福祉サービス等（原則１割）	**①居宅介護**：自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の支援を行います。 **②短期入所**：自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において、短期間入所し、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行います。 **③日中一時支援** **④補装具の給付と修理** **⑤日常生活用具の給付**

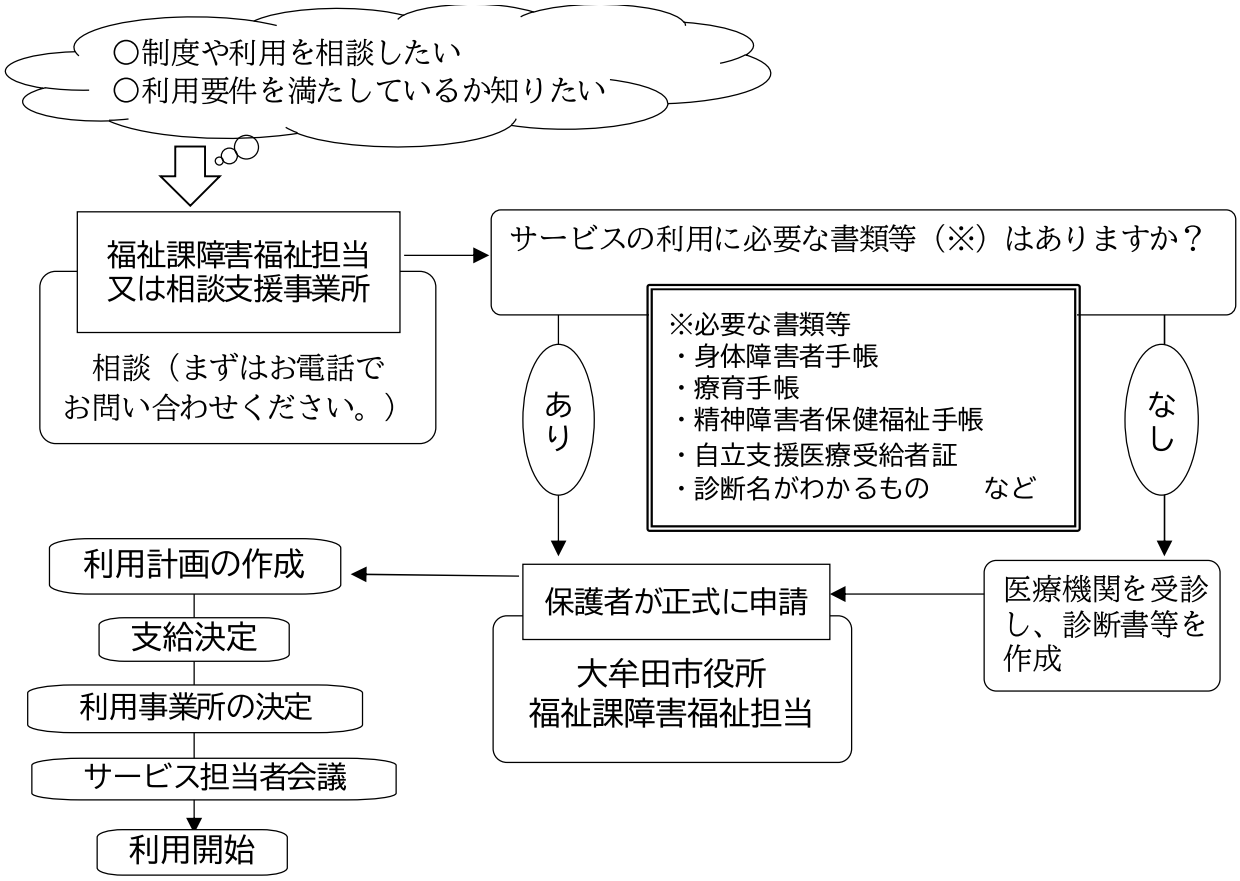
◇　障害児通所支援や障害福祉サービスを提供する事業所については、最新の情報が福岡県のホームページ（県ＨＰ＞健康・福祉・子育て＞障がい福祉＞障がい福祉情報）から確認できます。

≪障害児通所支援≫

「指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧」→市内の放課後等デイサービスの事業所については、上記の一覧を開き、所在地を「大牟田市」に指定すれば確認することができます。

≪障害福祉サービス≫「指定障がい福祉サービス事業所一覧」

□ **障害児通所支援、障害福祉サービス利用までの流れ**



□相談機関（子どもの育ちに不安があるときに相談できる機関です）

名　称	障がい児等療育支援事業	こども家庭支援センター
窓　口	りんどうの森（53-8204）	こども家庭支援センターあまぎやま
対　象	在宅の障害(その疑いがある)児(者)とその家族	不登校や不登校傾向にある子どもと家庭、性格・行動（発達障害が疑われる）等が気になる子ども・家庭、学校関係
事業及び支援内容	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業、肢体不自由児等早期訓練事業（月曜ひろば)、保育所等訪問支援事業、療育等支援事業を行っています。	・相談支援（助言や情報提供） ・不登校支援（家庭や学校と協力し、関わり方や支援について助言情報提供） ・啓発・研修事業（行政・学校等に対して研修や講師派遣を行う） ・心理テスト（必要に応じて）
費用負担	無料	無料
所在地	〒836-0004 大牟田市手鎌 1380-3	〒837-0905 大牟田市甘木 1158 児童養護施設甘木山学園内

３　仕事にかかわる支援制度や機関

（１）大牟田公共職業安定所　（ハローワーク大牟田）　53-1551(代表)

ハローワーク大牟田は、国の職業紹介機関として、職業紹介･相談、人材の募集など雇用に関する様々なサービスを無料で行っています。また、地域の産業･雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開しています。

【組織の概要】

○場所　大牟田市大正町 6 丁目 2 番 3 号

○利用時間　月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝･年末年始除く）

○業務内容

ハローワークでは､全国のハローワークで受け付けた求人を求人情報検索システムでご覧になれます。また、お仕事の紹介や職業相談、面接や応募書類の作成指導、職業訓練のあっせん等の支援メニューをご用意しております。個々の希望やニーズに合わせた様々な相談を受け付けています。

○各種支援メニュー

・求職申込み　・パソコンでの簡単な求人検索

・再就職のための職業訓練制度　・就職支援セミナー　・マザーズコーナー

・履歴書、職務経歴書の記入アドバイス、添削　・マンツーマン支援

（２）福岡県若者就職支援センター

福岡県では、「福岡県若者就職支援センター」を設置し、おおむね 39 歳までの若者を対象に、きめ細やかな個別就職相談をはじめ、セミナーや会社説明会など多彩な支援メニューを用意し､将来に向けた進路選択やその後の就職活動･職場定着までをしっかりと支援します。

・筑後ブランチ

久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2 階

（問合せ）0942-33-4435

【センター概要】

○場所

福岡市中央区天神 1－4－2　エルガーラオフィスビル 12 階

○利用時間

平日（月曜日～金曜日）　午前 10 時～午後 6 時

土曜日・日曜日・祝日　　午前 10 時～午後 5 時(年末年始休み)

○問合せ

092－720－8830

○対象者　おおむね 39 歳以下の若者

○業務内容

・個別就職相談　・適性診断、自己分析　・就職支援セミナー　・職種別セミナー

・社会人インターンシップ　・職業紹介　・応募書類作成のためのパソコンやプリンターの利用　・インターネットの利用(企業・求人検索)　・就職後の相談

（３）福岡県ママと女性の就業支援センター

福岡県では、「福岡県ママと女性の就業支援センター」を設置し、働きたいと思っている子育て中の女性を対象に就職相談や保育などの情報提供、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談の実施、仕事のあっせん（職業紹介事業）などを行っています。

○利用時間　平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日除く）

○設置場所　県内４ヶ所（福岡、北九州、筑豊、筑後）に設置しています。
　　県南の筑後地区は、筑後労働者支援事務所（県久留米総合庁舎内）

○費　　用　無料

○事業内容　①就業に関する相談
　　②セミナー情報などの提供
　　③お仕事の紹介・就職あっせん

○出張相談

・と　き　第２木曜日（祝日の場合は翌日）13 時 30 分～15 時 30 分

・ところ　保健センター「らふる」

・申込み　ママと女性の就業支援センター筑後　0942-38-7579

○お問い合せ・相談　福岡県筑後労働者支援事務所　0942－38－7579

（４）ひとり親サポートセンター　Ｐ２５参照

（５）福岡県中高年就職支援センター　092－711－7760

おおむね 40 歳からの中高年のみなさんを対象に、個別就職相談、職業紹介、専門研修、面接会などをワンストップで実施しています。また、就職活動のノウハウを身につけるためのセミナーや就職活動に不安を抱えている方に対する専門家による「心の健康診断」など、さまざまな支援メニューを用意し、新しい就職先が見つかるまでしっかりと支援します。

【センター概要】

○場　所　　福岡市博多区博多駅東 1－1－33　はかた近代ビル 5 階
　　JR 博多駅（筑紫口）から徒歩 5 分

○利用時間　月曜日～金曜日　午前 9 時 30 分～午後 6 時（祝日、年末年始を除く）

○対象者　　おおむね 40 歳からの中高年者

○各種サービスメニュー

① 職業紹介　②個別就職相談　③職種別セミナー　④各種専門講座

生活支援制度

（６）さわやかローン～中小企業従業員生活資金等融資制度～

福岡県が、中小企業に働いている方を対象に生計費、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅費、物品購入費、また借金の返済などに必要とする生活資金をご融資するための制度です。

【お申込先】　九州ろうきん福岡県内各支店

（注）九州ろうきんで審査の上、ご融資できるかどうかを決定します。

（７）ホッとローン～福岡県求職者支援資金融資制度～

福岡県が経済環境の変動等で離職を余儀なくされた方々に、緊急かつ臨時的に必要な経費及び、求職活動に専念できるように生活の安定のための経費（生活費）を融資し、求職活動を促進するための制度です。

【お申込先】九州ろうきん　福岡県内各支店

（注）九州ろうきんで審査の上、ご融資できるかどうかを決定します。

（８）障がい者無料職業紹介事業　～福岡県障がい者雇用開拓事業～

福岡県では、一般の企業等で働きたい障がいのある人と、障がいがある人を雇用する、または雇用を検討している企業を支援するため、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで行います。ご利用には予約が必要です。

【申込み・問合せ】 福岡県障がい者雇用開拓事業事務局　092－733－3925

事業委託先：(株)綜合キャリアトラスト

※月曜から金曜(休祝日を除く)午前 10 時～午後 5 時

（９）労働関係相談窓口等のご案内

大牟田市雇用問題協議会では、働いている方、働きたい方のために、各種相談窓口を簡単にまとめたリーフレット『労働関係相談窓口のご案内　～こんな時はここに相談！～』があります。

①労働条件を確認したい、賃金が支払われないとき・・・・大牟田労働基準監督署

②働く仲間に聞いてほしいとき・・・・連合福岡・南筑後地域協議会

（誰かが一人で悩んでいるとき）

③働きにくい等職場のことを相談したいとき・・福岡県筑後労働者支援事務所

④仕事を探したい　　・・・・ハローワーク大牟田（大牟田公共職業安定所）

⑤住むところがないとき・・・大牟田市営住宅管理センター

福岡県住宅供給公社筑後大牟田出張所

⑥技術を身につけたい・・・福岡県立大牟田高等技術専門校

⑦保険や年金の相談をしたいとき・・大牟田市保険年金課

日本年金機構大牟田年金事務所

⑧生活ができない　　・・・・大牟田市保護課

⑨こころの健康について相談したいとき・・・大牟田市福祉課地域支援担当

（こころリフレッシュ相談）

⑩生活上の悩みについて相談したいとき・・大牟田市社会福祉協議会生活支援相談室

（１０）離職者に対する住宅支援、就職支援、生活資金支援等のご案内

厚生労働省では、離職によって住宅等にお困りの方に対する支援策をまとめたリーフレット『第二のセーフティネット支援ガイド』があります。

① 職業訓練受講給付金（求職者支援制度）

＜問い合わせ先　ハローワーク大牟田 53-1551＞

ハローワークの支援指示により、公的職業訓練を受講する人が一定の要件を満たす場合に、訓練を受けやすくするための給付

② 住居確保給付金

＜問い合わせ先　大牟田市社会福祉協議会 生活支援相談室 32-8851 ＞

離職などにより住宅を失った、または失う恐れのある方に対する賃貸住宅の家賃のための給付（給付にあたっては一定の要件があります）

③ 総合支援資金貸付

＜問い合わせ先　大牟田市社会福祉協議会 生活支援相談室 32-8851 ＞

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的な資金の貸付（貸付にあたっては一定の要件があります）

（１１）大牟田市男女共同参画センター（中央地区公民館内 1 階）　41-2611

男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現をめざして、女性の人権問題や男女共同参画に関する様々な啓発活動を行うと共に、男女共同参画に関するさまざまな情報提供等を行っています。

夫婦間、男女間の問題や家族のこと、職場や地域での人間関係、自分らしい生き方、女性に対する暴力等、女性を取り巻く様々な問題について誰かに相談したいとき、ひとりで悩まずに、まずはお電話してみませんか。

相談員がお話を聴き、あなたとともに考えます。相談は無料ですので、気軽にご利用下さい。秘密は守ります。

時間…平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（相談専用電話：43-1012）

（注）来所による相談は、事前に電話で予約をしてください。



（１２）筑後若者サポートステーション（通称：筑後サポステ）

無料です

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に職業に就けず悩んでいる若者を対象に職業的自立など将来に向けた取り組みを行っています。サポステでは、以下の様々なサービスを行っております。

※基本的にサポステでは職業紹介は行っておりません。

※支援対象年齢がおおむね 15～49 歳までになりました。

	筑後サポステ	サテライト大牟田
相談 日時	月～土曜日 10:00～17:00（要予約） ※予約受付は月～金曜日 10:00～17:00	第１・３土曜日　10:00～17:00(要予約) ※予約受付は月～金曜日 10:00～17:00
休所日	日曜日・祝日・年末年始	月～金・日曜日・祝日・年末年始
所在地	〒830-0520 久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2F	〒836-0862 大牟田市原山町 13-3 大牟田市中央地区公民館（R8 年度）
問合せ先	0942-30-0087	0942-30-0087

1　若者サポートの専門家（キャリアコンサルタント・産業カウンセラー・臨床心理士など）による、一人一人の状態にあわせた相談

キャリア・コンサルタントをはじめとした専門家が、皆さんの総合的な相談を実施するとともに、一人一人に適切なサポートメニューを作成し、皆さんのステップアップをフォローします。メンタル面のサポートが必要な方に対しては、臨床心理士等によるカウンセリングも行っています。

サポートの方法はサポステの中に限りません。専門的なサポートが受けられるよう、必要に応じて外部の適切な支援機関・団体等をご紹介します。

2　ステップアップのためのプログラム

コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや職業講話、面接訓練など、段階に応じたプログラムを複数用意し、ステップアップを図ります。(サポステ塾)

3　職場見学・就労体験

筑後の企業等における基本 10 日間の就労体験&事前・事後研修を行います。実際に働いている人がいる場所へ行き、その仕事を見て、体験することで、「働く」ということを学びます。

「働く」ということを意識することにより、その後の様々なプログラムやサポートから、より高い効果を得ることができます。

4　ご家族・保護者向けのサポート

保護者を対象としたセミナーや個別相談などを開催し、若者の自立に向けたサポートの在り方や、若者への接し方、ご家族や保護者ご自身の悩みへの相談などにも応じています。

（１３）生活困窮者自立支援事業と生活困窮者レスキュー事業

経済的困窮や疾病、障害、家庭環境など複合的な課題を抱え、生活に困窮している人に対し、一人ひとりの状況等に応じ、包括的・継続的に、自立に向けた支援を実施します。

１．対象者：　現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人が対象です。（※生活保護受給者は対象外ですが、④は対象です。）

２．実施事業

事業	内　　容
①自立相談支援事業	生活に困窮している人に対する就労その他の自立に関する相談受付や支援プラン作成など、包括的・継続的な支援を実施します。
②住居確保給付金の支給	離職等により住宅を失った人又はその恐れがある人に対し、家賃や転居費の一部を支給します。（世帯人員毎に上限があります。） ※利用申請にあたっては、収入等の要件があります。
③就労準備支援事業	就労が困難な人に対し、生活習慣形成や社会的能力の習得など一般就労に向けた基礎能力の形成を支援します。 ※利用申請にあたっては、年齢や収入等の要件があります。
④学習支援事業	生活困窮世帯の子どもへの学習支援等を実施します。 ※詳細は下記「４．学習支援事業」を参照してください。
⑤生活困窮者居住支援事業（シェルター事業）	ホームレス等の一定の住居を持たない方、ネットカフェに寝泊まりし居住形態が不安定な方に対し、一定期間宿泊場所を提供し、生活基盤を整えたうえで住宅の確保や求職活動の支援を行います。
⑥家計相談支援事業	家計のやりくりがうまくいかず、生活にお困りの方を対象に相談員が家計相談を受け付け自立して安定的な生活が送れるよう支援します。

３．相談窓口：大牟田市**社会福祉協議会生活支援相談室**（総合福祉センター2F：瓦町 9-3 TEL32-8851）

受付時間：月曜日から金曜日　午前９時～午後５時（祝祭日・年末年始を除く。）

４．学習支援事業

市内在住で学習支援が必要と思われる世帯の中学生等を対象とした学習支援事業を実施しています。

◆目的	高等学校等への進学を希望する人で、学びたいという意欲があるにも関わらず、家庭の経済状況等により進学を断念したり、不登校になってしまったりすることを防ぐため、基礎学力やコミュニケーション能力の向上等を図るとともに、日常的な生活習慣の定着と高校進学の相談等に対する支援を行います。また、高校生等に対しては、定期的に面談等を実施し、中退を防ぐための支援を行います。
◆対象	上記をふまえ、市内在住で本事業の利用を希望する中学生等 （※保護者の同意が必要）

◆内容	(1)学習支援員及びボランティア等が市内３カ所にて学習支援を行います。 (2)自主学習を中心に、個人のレベルに応じた基礎学力の向上を支援します。 (3)生徒や保護者の様々な悩み事の相談に対応します。
◆実施場所	北部エリア、中部エリア、南部エリアの公共施設等にて実施しています。
◆その他	○本事業の利用を希望される場合は、事前に申込みが必要です。 ○時間は、１回あたり２時間程度です。



※開催日時や場所については、申込みの際に確認してください。

【参考　令和６年度実施分】

実施場所（住所）	実　施　日　時
北部エリア（手鎌地区公民館）	毎週水曜日　18:00～20：00※第５水曜日はお休み
中部エリア（総合福祉センター）	毎週水曜日　18:00～20：00※第５水曜日はお休み
南部エリア（三川地区公民館）	毎週水曜日　18:00～20：00※第５水曜日はお休み

※年末年始及び祝日はお休み。

＜問い合わせ・申込先＞大牟田市社会福祉協議会生活支援相談室(総合福祉センター2F TEL 32-8851)

【大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会】

この協議会は市内 27 の社会福祉法人が集まり､既存の制度やサービスでは解決できない制度の狭間の問題を解決するために、制度の狭間の問題の把握や解決の仕組みを作り、運営する協議会です。生活困窮者レスキュー事業要綱を作成し、既存の制度で対応できない様々な事業を展開しています。

生活困窮者レスキュー事業

「制度の狭間」となる福祉・生活課題を、スピードをもって解決する「生活困窮者レスキュー事業」は、緊急的な食料・日用品の提供、生活つなぎ資金貸付(ライフライン等のつなぎ)、いわゆるゴミ屋敷と呼ばれる家の清掃活動、緊急的な住居の確保やシェルターの提供などの支援活動を行っています。

（対象）生活困窮者自立相談支援機関である生活支援相談室に相談があり、既存の社会資源では解決が難しいと判断したもの。または既存制度の活用までに時間がかかり、つなぎの支援が必要なもの。

【相談窓口（問い合わせ先)】大牟田市社会福祉協議会生活支援相談室
（総合福祉センター2F　 TEL 32-8851 ）

（１４）奨学金返還支援制度　　おおむた１００若者未来応援事業

大牟田市内に居住する若者が、大牟田市内の中小企業等に就職した場合に、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。

名　　称	おおむた１００若者未来応援事業（奨学金返還支援）
申請窓口	大牟田市産業振興課（TEL41－2724　FAX41－2751）
対　　象	(1)～(5)のすべての条件を満たす人 (1)いずれかに該当すること(非正規雇用や起業等については就職日および事業開始日の要件あり) ・市内の中小企業等に正規雇用で就職をした （出向又は派遣によるものや公務員､地方独立行政法人職員等を除く｡） （非正規でも雇用形態によっては、対象となる場合もあります。詳しくはお問合せください｡） ・市内で起業し、事業を行っている ・市内で新たに個人事業（農業・漁業など）に従事した（経営者・事業専従者） ・市内で家族が経営する事業を引き継ぎ、事業を行っている (2)就職日時点の年齢が満 45 歳未満である (3)大牟田市に住所を有する (4)大学・高校等在学中に奨学金の貸与を受けた (5)貸与を受けた奨学金の返還を滞納なく行っている
補助金の額及び補助期間	1 年間の奨学金の返還額または 10 万円のいずれか低い方の額を最大 3 年間
申請方法の主な流れ	就職等 → 登録申請 → 交付申請 → 補助金交付 登録申請に必要な書類 1 登録申請書 2 雇用契約書等 3 住民票の写し 4 奨学金の貸与を証するもの 5 誓約書兼照会承諾書 交付申請に必要な書類 1 交付申請書 2 雇用証明書等 3 健康保険証等の写し 4 市税の滞納がないことを証する書類 5 奨学金の返還の事実を証する書類

※　対象や申請期間などの詳細については、申請窓口や大牟田市のホームページで確認してください。

４　高齢者のくらしにかかわる支援制度や機関



こんなことに悩んだら…

- **健康づくりのために、体操や趣味等にサークルで活動したい**
- **親の足腰が弱ったので、自宅内（廊下やトイレ）に手すりを設置したい。また、リハビリをすることで元気になってほしい**
- **認知症のせいか何度もおなじことを言ったり、物を失くすことが多くなったどのように対応したらよいか**
- **認知症の母（または父）が一人で外出し、道に迷うようになった**

など

（１）介護相談・高齢者支援

○地域包括支援センター（総合相談窓口）

地域包括支援センターは、介護・健康・福祉・医療などのさまざまな悩み・相談に対応する総合相談窓口です。市内を中央地区、手鎌地区、吉野地区、三池地区、三川地区、駛馬・勝立地区の公民館ごとに６つに分けて設置しています。

名称（場所）	担当校区	電話番号
中央地区地域包括支援センター（笹林公園内）	大牟田中央、大正、中友、白川、平原	41-2676
手鎌地区地域包括支援センター（手鎌地区公民館内）	明治、手鎌	59-6020
吉野地区地域包括支援センター（吉野地区公民館内）	上内、吉野、倉永	41-6025
三池地区地域包括支援センター（三池地区公民館内）	高取、三池、羽山台、銀水	41-5506
三川地区地域包括支援センター（三川地区公民館内）	みなと、天領	41-5298
駛馬・勝立地区地域包括支援センター（駛馬地区公民館内）	駛馬、天の原、玉川	41-2020

○介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の皆さんが、その人の状態にあった支援を受けられる事業です。

◆介護予防・生活支援サービス事業

要支援１、２の認定を受けた人や、地域包括支援センターが実施する基本チェックリストの判定により支援が必要と判断された人を対象とする事業です。

事業名	担当名	連絡先
訪問型サービス	福祉課 介護サービス育成担当	41－2683
通所型サービス		

◆一般介護予防事業

６５歳以上の全ての高齢者を対象とした事業です。

事業名	担当名	連絡先
排尿・排便トラブル予防教室	福祉課　総合相談担当	41-2672
よかば～い体操普及事業	健康づくり課	41-2668
転倒予防教室		
歯にかみ教室		
脳の健康チェック・もの忘れ相談会	福祉課　地域支援担当	85-0470

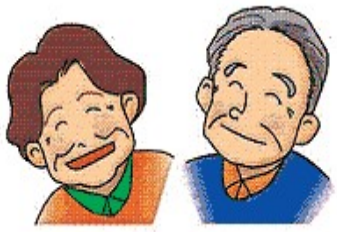
◆高齢者福祉事業

事業名	担当名	連絡先
排せつケア在宅訪問事業 （紙おむつ給付事業）	福祉課 総合相談担当	41-2672
排せつの困りごと相談		
緊急通報システム事業	福祉課　総務企画担当	85-0470

○地域交流施設　問合せ先：福祉課(地域支援担当 ☎85-0470)

地域交流施設とは、地域の高齢者をはじめ、誰でも利用できる地域の「集まり場・茶飲み場」です。施設で取り組まれている活動や交流・会話や食事を楽しみながら、地域住民の交流を深めていくことを目的としています。市内に 47 箇所あり、利用料は無料です。

（２）介護保険のしくみ



○介護保険料の決まり方と納め方

◆65 歳以上の人の保険料　2024(R6)～2026(R8)年度

所得段階を 13 段階に分けて、年額 20,520～151,200 円

◆40 歳～64 歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方法により決定されます。

○要介護等認定の流れ　（介護サービスを利用する手続きは？）

① 市役所福祉課に申請するところから始まります。

必要なもの：介護保険被保険者証（黄色）、主治医の氏名、医療機関名（所在地と電話番号も）が分かるもの、医療保険の加入確認ができるもの（資格確認証等）、窓口で手続きする人の本人確認書類、本人の個人番号を確認するための書類（マイナンバーカード等）

② 市役所から調査員が自宅（もしくは病院、施設など）を訪問し、本人の心身の状態を確認します。

③ １ヶ月程度で要介護等認定（自立～要介護５）が決まります。

○介護サービスの利用方法

要介護状態区分に基づいてケアプランを作成し、サービスを利用します。

担当のケアマネジャーを決めて、困っていることを相談して必要な支援を考えます。

○介護サービスの利用料

要介護等認定を受けた人全員に、自己負担の割合（１割から３割)が記載された介護保険負担割合証が発行され、それに基づいて利用料を支払います。

（３）介護サービスの種類・費用（利用者はサービス費用の１割から３割を負担）

○在宅での生活を支援するサービス

ヘルパー訪問による身体介護や生活援助、施設に通所しての介護、機能訓練、訪問看護など。施設等に短期間入所しての日常生活上の支援や機能訓練。また、手すりや段差解消などの住宅改修、福祉用具の購入やレンタルなど。

○施設サービス

在宅での生活が困難な方が施設等に長期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練。

（４）その他の支援や予防のための支援制度

○成年後見制度

高齢者や障害のある人が、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分になったときに、生活上の「不安」を「安心」に変えるための制度です。

相談窓口	開所時間	連絡先
大牟田市成年後見センター （総合福祉センター内）	月曜～金曜 9：00～17：00	57-2535

○認知症の人と家族の支援

名称	内容	開催日時
認知症なんでも相談室 （保健センター・らふる）	認知症の病気や対応について、専門家が対応します。（相談無料）	毎月第２水曜日 13：30～15：30
認知症カフェ （各カフェ）	認知症の人やその家族、認知症に関心がある人、地域住民の方など誰でも気兼ねなく参加できる集いの場です。	※各カフェにお問い合わせください。
認知症医療センター （独立行政法人国立病院機構大牟田病院）	精神保健福祉士等が、認知症に関するさまざまな相談に応じます。	月曜～金曜 （祝日除く） 9：00～17：00

上記以外にも相談窓口があります。詳しくは、大牟田市役所福祉課地域支援担当（℡：85-0470）までお問合せください。

○高齢者虐待の防止

大牟田市では、虐待を早期に発見、対応、防止していくために、事業所や市民に対し高齢者虐待防止の啓発を行っています。

パンフレット『高齢者のくらしを応援します』を配布しています。

【問合せ先】大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課　電話：41-2683

〒836-8666　福岡県大牟田市有明町２丁目３番地（大牟田市庁舎１階）



【参考資料】

子どもや親のことで、悩みを１人で抱え込んだりしていませんか？
その悩みをどのようにしてクリアしていく選択肢があるのでしょうか？

１

☆気づき　学校の担任、養護教諭等の立場や地域の立場で気づいた場合

＜子どもの気になる様子＞
不登校、いじめ、
生活習慣
対人関係　　など

＜家庭の気になる様子＞
学校への不信感
養育力の課題、虐待
過保護　など

２

☆相談（共有する）
学年会議や校内の諸会議で話す。　　校内のケース会議をする。
主任児童委員、民生委員、地域の方と話す。　など

☆課題を整理し、対策を練る。（アセスメント）
〇何が課題で、その課題に一緒に取り組むどんな人たちがいて、どんな役割分担と協働の支援が可能か？
①現状を把握する。
　生活面、学力面、自尊感情など
②背景を探る。
　成育歴、家庭環境、経済状況　など
③課題を整理する。
　だれが、どんなことに困っているのか？
④支援の取り組みをするときのキーパーソンは誰か？
⑤取り組みについての短、中、長期的な行動計画を立てる、など

課題整理や対策を練るときに協働できる人たち
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
教育相談室、通級指導教室
巡回相談(教育事務所)
訪問指導員
民生委員、主任児童委員
など

３

校内での共有と対応

校種間での共有と対応
保育所、認定こども園、幼稚園、小・中・高校と連携します。

学校と関係機関での共有と対応
学校が発信し関係機関が集まり共有と対応をします。

要保護児童対策地域協議会での共有と対応
学校や単一機関での対応が難しいときに、子どもや家庭にかかわる組織や人が集まり、共有と対応をします。

要保護児童対策地域協議会【要対協】とは？

児童福祉法に基づいて、平成16年度より全国の市町村に設置され、子どもを地域で支え育てるために、個別の子どもの状況に合わせた支援のネットワーク体制づくりをする組織です。大牟田市の場合は、「大牟田市子ども支援ネットワーク」と呼び、調整機関(事務局)を子ども家庭課子ども家庭相談担当(41-2684)が担っています。

この組織では、個別の子どもの状況にあわせて関係機関を集めたケース会議を呼びかけ、守秘義務に基づいて、それぞれの機関が持っている子どもや家庭にかかわる情報を共有し、必要な支援について短期、中期、長期的な支援にむけて対策を立てることをねらいとしています。

ケース会議を開催するときは、学校等が調整機関に相談します。 また、スクールソーシャルワーカーや児童相談所などが依頼することもあります。

大事なポイントは、そのケースをどこかに丸投げするのではなく、みんなで協働することです。

4

☆共有した短期、中期、長期にわたる支援計画について、具体的な動きをつくる。

必要に応じて、子どもにより近い関係者が集まって情報を共有したり、保護者やキーパーソンを交えての家族応援会議を開催したりしていきます。その際、各関係機関が動いた情報などを集約するキーステーション（拠点）をどこが担い、だれと相談しながら、次の動きにつなぐかが重要になります。

5

☆具体的に動いた結果を踏まえて、課題整理や対応について、必要に応じて見直す。

状況に応じて、再度、各関係機関が、情報を共有する会議を開催します。左の図で言えば、2 に戻ることになります。大事なポイントは、大きな変化を期待せず、かかわりや支援の動きが途切れないことです。

ひとりのこどもを育てるには
村じゅうのひとの知恵と力が必要
～アフリカに伝わることわざ～

【参考資料】

保護者へ紹介や、子どもの学びや育ちにかかわる人たちも相談できる窓口一覧

○妊娠・出産・子育てに関する相談

・**子ども家庭課 母子保健担当** 41-2260

○子どもや子育てに関する相談

・**教育相談室** 52-4113

・**子ども育成課** 41-2248

・**子ども家庭課** 41-2661

・**子ども家庭相談担当** 41-2684

子どもや親の子育てに関する相談全般に対応します。

○子どもの育ちに心配があるとき

・**りんどうの森** 53-8204

障害児(者)の地域での生活支援にかかわる相談

・**りりあん** 32-9728

発達障害など、育ちに心配があるときの相談

・ **こども家庭支援センターあまぎやま** 58-6636

不登校傾向や育ちに心配があるときの相談

○母親が夫婦関係や職場や地域での人間関係等に悩んでいるとき

・**大牟田市男女共同参画センター** 43-1012

女性の相談員が電話相談から対応します。

○保護者が高齢者の介護などで悩んでいるとき

・**各地区地域包括支援センター（P60 参照）**

高齢者の介護、健康、福祉、医療等、さまざまな悩み相談に対応します。

○経済的な心配があるとき

・**教育委員会学務課** 41-2866

就学援助の相談、申請ができます。

・**保護課** 41-2667

生活保護の相談、申請ができます。

・**社会福祉協議会生活支援相談室** 32-8851

生活に困窮している人の自立にむけた支援を行っています。

○小学校、中学校への行きづらさがあるとき

・**教育相談室** 52-4113

・**こども家庭支援センターあまぎやま** 58-6636

・**ほっとスペースふきのとう** 88-9181

不登校・ひきこもりの人や家族のための相談ができます。

○高校、大学、専門学校等への進学や修学等に心配があるとき

・**中学校、高校**

奨学金などの相談や申請ができます。

・**保護課** 41-2667

生活保護を受けている場合は、高校就学費の相談や申請ができます。

・**社会福祉協議会生活支援相談室** 32-8851

低所得者世帯(概ね市民税非課税程度)の場合は、生活福祉資金の相談や申請ができます。

・**子ども家庭課** 41-2661

ひとり親家庭の場合は母子父子寡婦福祉資金の相談や申請ができます。

これらの相談は、すべて無料です。子どもの学びや育ちにかかわる人たちも、一人で抱え込まず、その家庭にかかわるさまざまな立場の人たちとネットワークとチームワークで取り組みましょう。

【参考資料】

心や人とのかかわりのことでの悩みや心配へのサポートについて

対人関係に関する心配
・人付き合いがうまくできない
・人前に出ると緊張してしまう
・家に閉じこもりがち、など

性格や行動に関する心配
・自分の性格が気になる
・憂うつな気分、いらいらする
・いつも不安である
・集中できない、眠れない
・ストレスとうまくつきあえない
・困った癖がある、など

職場や学校に関する心配
・上司や同僚とうまくやれない
・職場になじめない
・学校に行けない、友達ができない
・いじめられている、など

家族に関する心配
・育児、しつけに関する心配
・親子、夫婦間の心配、など

悩みや心配を抱える人は、どんなサポートを必要としているのでしょうか？
大牟田市には以下のような相談窓口を設けています。
悩みや困り感に応じて、専門のスタッフがアドバイスや関係機関を紹介します。

相談窓口の例

＜公的機関＞

【子ども】○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
○教育相談室、通級指導教室 ○大牟田特別支援学校
○こども家庭支援センターあまぎやま ○福岡県大牟田児童相談所
○大牟田市こども家庭センター(子ども未来室)

【大　人】○市民相談室　○大牟田警察署生活安全課　○大牟田市社会福祉協議会
○大牟田労働基準観察署 総合労働センター

＜地域の窓口＞○主任児童委員、民生委員

機関や病院にはそれぞれの特色があります。その特色をふまえておくことが大事です。

子どもが通って過ごせる場所を提供することができるところ

＜公的機関＞ 教育相談室、昭和教室、大牟田特別支援学校
福岡県大牟田児童相談所、こども家庭支援センターあまぎやま

＜民間機関＞ フリースクールソフィア　ほっとスペースふきのとう　等

育ちや心のことで相談できるところ

＜公的機関＞ 教育相談室、こども家庭支援センターあまぎやま、大牟田特別支援学校
福岡県大牟田児童相談所、こども家庭センター

＜医療機関＞ 大牟田市立病院(小児科、精神科)、静光園第二病院、不知火病院
三池病院、米の山病院、大牟田保養院、倉永病院、おか医院、辻クリニック 等

多様な性のあり方で、不安や悩みを持っている子どもに気づいたら・・・



日本国内における LGBTQ+(レズビアン,ゲイ,バイセクシャル,トランスジェンダー、クエスチョニング、その他の多様なセクシュアリティ)の人たちの数は、およそ 9.7%（※電通ダイバーシティ・ラボ「LGBTQ+調査 2023」）といわれ、およそ 10 人に 1 人という割合になります。このように LGBTQ+の人たちは身近な存在ですが、多くの当事者は周囲の無理解や偏見を恐れ、そのことに不安を抱いても誰にも言えず隠している場合がほとんどです。

LGBT をより理解するためには、以下の資料も参照ください。
『性はグラデーション』 大阪市淀川区・阿倍野区・都島区 3 区合同ハンドブック
（大阪市淀川区役所 WEB：https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000530468.html）

学校での様子などから、気になる子どもがいる時、または子どもへの対応などで相談したいことがある時は、以下のところに相談できます。**知らないこと、分からないことが多くても、一緒に考えていこうというスタンスで寄り添ってください。**

FRENS（フレンズ）　WEB：https://www.frenslgbtq.com/
交流会「フレンズタイム」、街頭アクション「やっぱ愛ダホ！」、講演活動、相談を聴いて一緒に考え動くことを中心に、LGBTQ の子ども若者サポートのために活動しています。

LGBT の家族と友人をつなぐ会 福岡　WEB：https://lgbt-family.or.jp/
LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど、性的マイノリティの人々）の家族や友人などによる会です。

ページ協力：NPO 法人 RainbowSoup　WEB：https://rainbowsoup.net/

被災された方への支援制度

水害や台風、地震などで被災された方へは、さまざまな支援制度があります。詳しくは、内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」(令和８年６月１日現在)
内閣府「災害救助法の制度概要」(令和７年10月版)などを参照してください。

証明書

支援制度の申請や税の減免、保険金請求等に必要な場合があります。

り災証明書	現に居住する家屋について、災害によって生じた家屋被害の程度を証明するもの
被災証明書	災害による被災の事実を証明するもの
証明書の交付手数料の免除	災害の援助などを受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

子どもの教育、就学等

教科書等無償給与	災害により失った教科書や学用品等を支給します。
特別支援学校等への就学支援奨励事業	被災により必要となった通学費、学用品費等を援助します。
小中学生の就学援助措置	被災により必要となった公立小中学校の就学に必要な給食費や学用品費等の援助をします。
高等学校授業料等減免措置	災害により納付が困難な生徒に対して、授業料、受験料、入学料等を減額、免除します。
大学等授業料減免措置	災害により納付が困難な学生に対して、授業料等の減額、免除を行います。
緊急採用奨学金	被災により家計が急変した学生、生徒に対して緊急採用の奨学金の貸与を実施します。
児童扶養手当等の特別措置	被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当等について、所得制限の特別措置を講じます。

見舞金等

災害弔慰金	死亡した方の遺族に支給します。
災害障害見舞金	負傷や疾病による障害が出た場合に支給します。
被災者生活再建支援制度等	当面の生活資金や生活再建の資金の支給や貸付けを行います。

住まい

市営,県営住宅,民間住宅の一時入居	入居可能な市営住宅や県営住宅、民間の住宅を提供します。
住宅の応急修理 (大牟田市独自で上乗せ)	災害救助法に基づき住宅の支援をします。 (業者に依頼する前に相談ください)
住宅に運ばれた土石、竹木等の除去	災害救助法に基づき、住宅に運ばれた土石、竹木の除去を支援します、

税の減免や猶予等

市県民税の減免	「り災証明書」等の交付を受けたとき、市県民税の一部を減免します。
固定資産税・都市計画税の減免	「り災証明書」等の交付を受けたとき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。
国民健康保険税及び医療費の自己負担の減免	「り災証明書」等にもとづき、国保税や医療費の自己負担分の一部を減免します。
後期高齢者保険料及び医療費の自己負担の減免	「り災証明書」等にもとづき後期医療保険料や医療費の自己負担分の一部を減免します。
国民年金保険料の免除	「り災証明書」等にもとづき国民年金保険料が免除されます。
市税の納税の猶予	災害により市税を一時に納付することができない場合一定期間徴収を猶予します。
介護保険料及び介護利用者負担の減免	「り災証明書」等にもとづき介護保険料及び介護サービス利用者負担の一部を減免します

ごみ、消毒、公共料金など

災害ゴミの処理	災害ゴミについて指定した場所で回収します。
家屋の消毒	浸水家屋の床下や家屋周りを中心に消毒液を散布します。
水道料金、下水道料金の減免	「り災証明書」等の交付を受けたとき、水道料金、下水道料金を減免します。(減免申請は不要)
し尿処理手数料の減免	「り災証明書」等の交付を受けたとき、し尿処理手数料を減免します。(減免申請は不要)

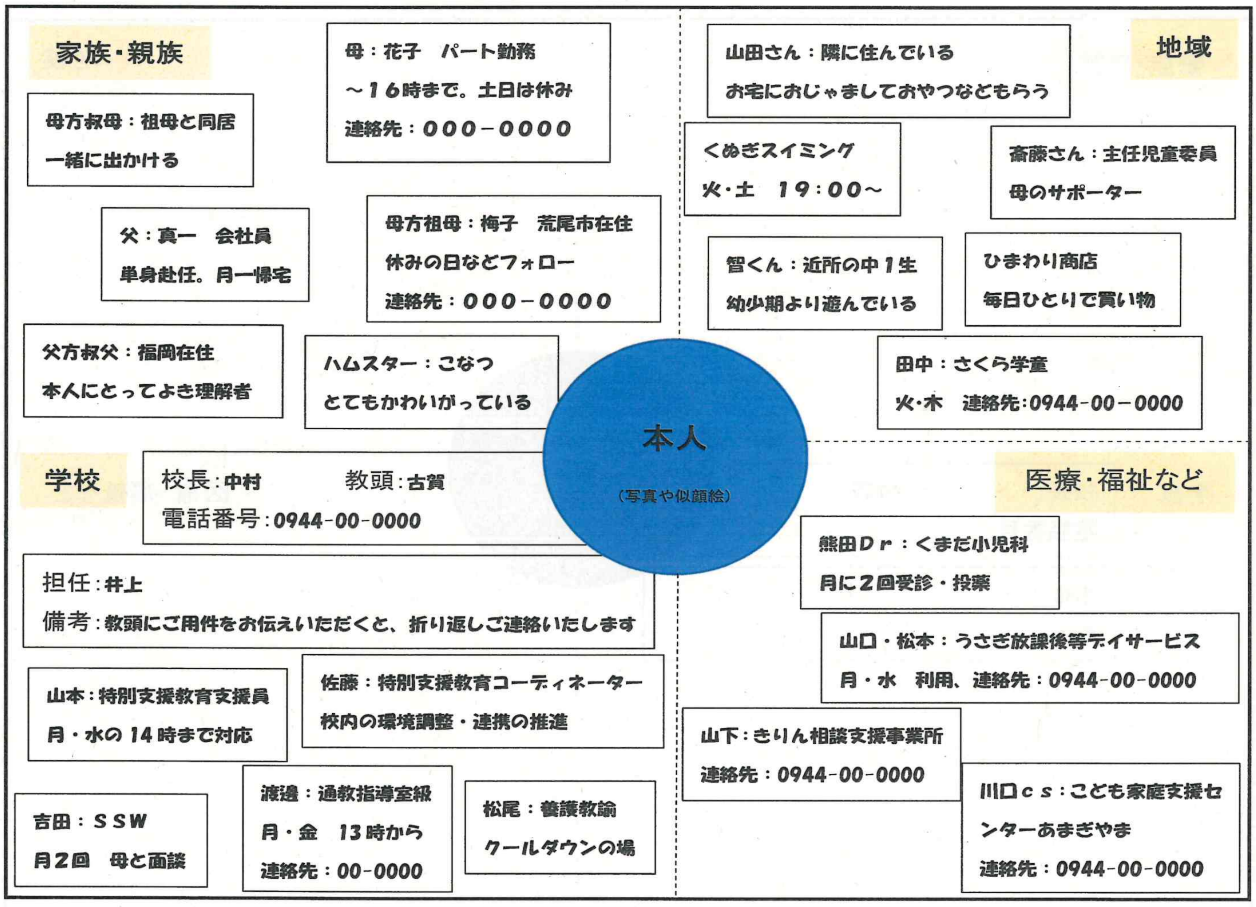
※このマップは、本人及び関係者が支援の社会資源を把握するために活用できるものです。

わたしの応援団マップ（サンプル）

氏　名	おおへび　小学校	管理人（このシートを管理する人）
田中　　太郎	5年　　2組	田中　　花子（母）

作成日　2020年　10月　6日

このシートは、**太郎**さんを応援する人たちが繋がり合い、声を掛け合うことで、よりよい連携を築くことを目的としています。個人情報の取り扱いには十分に気を付けましょう。ご本人やご家族と一緒に作ることを意識して作成します。あくまでも「客観的事実」を基に記入し評価的視点は記載しないようにしましょう。



※できるだけ利用機関名や担当者の名前、連絡先が見える形で記載する。

閲覧・書き込み・コピーいたしました

学校（　月　日）	閲覧する機関名				
担当者の印鑑もしくはサイン					

記入した日付を記載

◎上記の機関が個人情報の取り扱いに遵守した上で情報を共有することを承認します（　保護者の自署　）

管理人の方・応援団の皆様へ

わたしの応援団マップのリレーについて

本シートは、ご本人やご家族が「管理人」となって回覧していただき、関係者が円滑に連携を深め、児童のよりよい生活を支えたいという思いで作成されました。

１．目的

このマップは、〇〇さんを応援する人たちが繋がり合い、声を掛け合うことで、よりよい連携を築くことを目的としています。

応援団の皆さんがひとりの子どもに向き合い繋がり、サポートしていくことで〇〇さんの力が引き出され、より良い成長が促されることが期待されています。

２．ご記入をご依頼する範囲

応援団としてご記入いただく対象の範囲は、毎日の暮らしの中で関わって下さっている人や機関です。

３．ご記載について

可能な範囲でご記入をお願いします。ご記入後は管理人の方へのお渡しをお願いいたします。

４．記入後のシートコピーと保管について

下記に印鑑を押していただいた方へ、必要に応じてコピーをお渡しいたします。個人情報となるため、㊙資料として保管いただき、直接的なやり取りの元、ご本人の力や関わりの内容など、積極的な情報共有と連携にご活用ください。

５．問い合わせ先

運用に関するご質問等、下記サポート機関までご連絡ください。

事業所名：＿＿＿＿＿＿　**電話番号：**＿＿＿＿＿＿　**担当者：**＿＿＿＿＿＿

※ この資料のデータや活用するための「わたしの応援団マップの配布および運用について」等は本冊子裏表紙の URL を参照ください。このマップの記入用は HP にあります。この冊子の裏表紙の QR コードを活用ください

福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金について

次年度の予約募集の申請をされる中学３年生の保護者の方へ

中学３年生の保護者の方へ

＜この用紙を持って大牟田市役所税務課窓口に行けば、手続きがスムーズになります。＞

３の「誰の分が必要か」を記入の上、税務課窓口で申請してください。

１　証明書が必要な理由

令和９年度年度 高等学校奨学生予約募集申請手続きのため

２　必要な証明書

「令和７年度分 所得課税証明書」

３　誰の分が必要か。（　　）

※奨学金の願書の同一生計の家族状況に書き出した人、全員分です。（学生を除く）

※無職、無収入の人も、年金だけの人も所得証明書が必要です。

※各１通です。

（注）申請に行く場合は、窓口に行く人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、顔写真付学生証等）と１通につき 300 円が必要です。

※ 予約募集に限り、給与収入のみの場合、「令和８年度市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも所得課税証明書に替えることが可能です。

※ 大牟田市に住民登録をされている方の所得課税証明書(本人分)は、マイナンバーカードによるコンビニでの発行が可能です。（１通 250 円）詳しくは大牟田市の HP をご覧ください。

※ 保護者が申請に行けない場合は、生徒が学生証を持って申請に行くことができます。また、生徒の同居の親族(三親等以内)以外の人が申請される場合、委任状は１人につき１枚ですが、以下の委任状に連名でも可能です。

委任状

所得課税証明書の請求について、次の方に委任します。

○ 委任者（証明書が必要な当人）※奨学金の願書に書き出した人、全員を書いてください。

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※上の氏名欄に書き出した人のそれぞれの生年月日を書いてください。

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

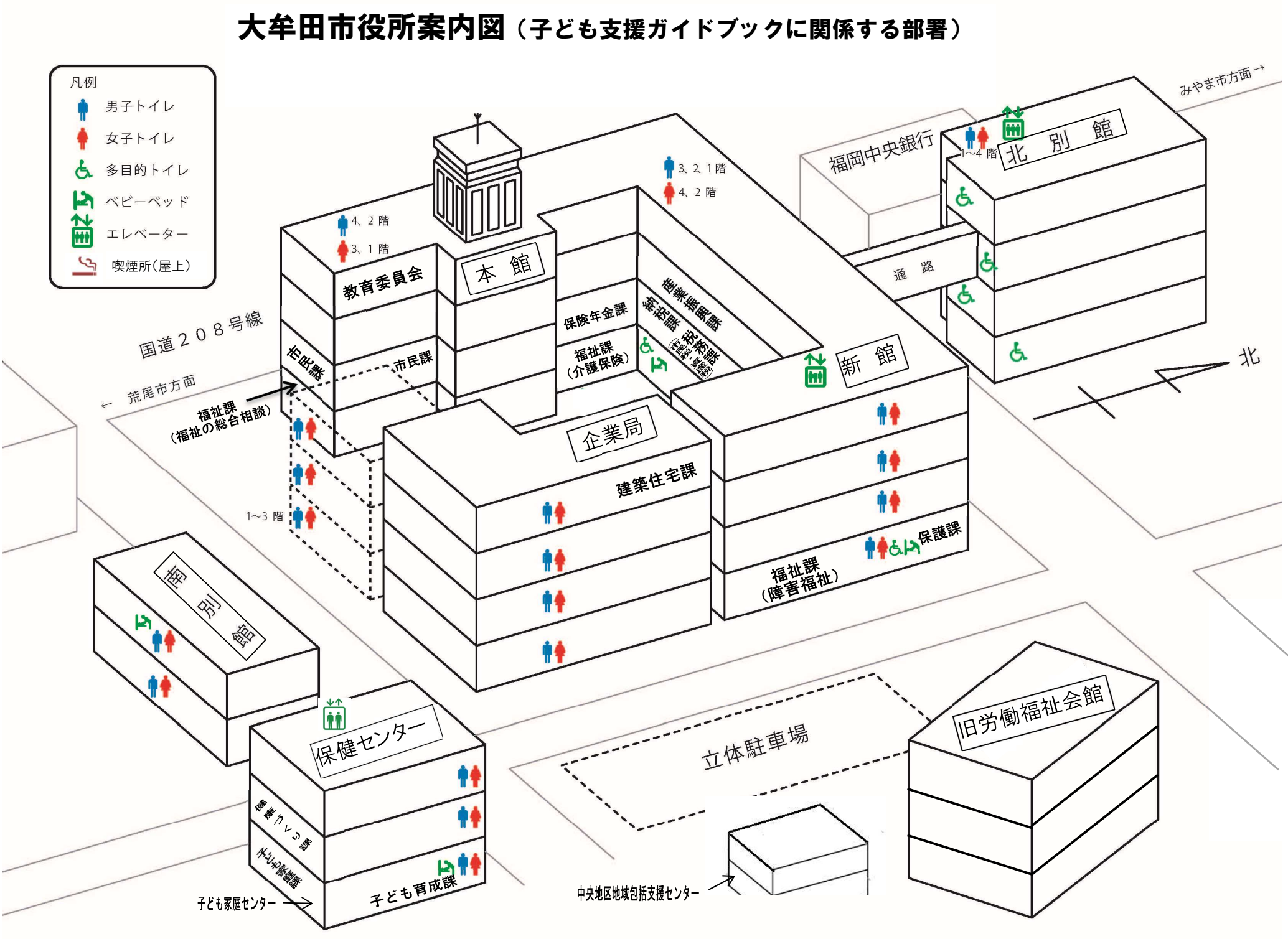
○ 受任者（市役所に行って申請をしてもらう人）

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

大牟田市役所案内図（子ども支援ガイドブックに関係する部署）



編集　　大牟田市人権・同和教育研究協議会 課題別委員会「子ども就学支援」
発行日　2026（令和 8）年 11 月 5 日

『おおむた子ども支援ガイドブック』は、大牟田市公式 HP に掲載しています。

キーワード「おおむた子ども支援ガイドブック」で検索してください。